

# 幕末維新时期に見る金光教、天理教の教祖とその周辺の動き

明治になる10年程前、安政年間(1854~1860)ころから、その「たすけ」を求めて教祖の周辺に人々が寄り集まるようになっていった金光教(赤沢文治)と天理教(中山みき)は、修験者など、他の宗教者の反発を呼ぶとともに、一方、そこに集まる人々が落とす金銭などに注目する人が出てきます。

徳川幕府の政権下にあった幕末には、その宗教政策にそって慶応3年金光教は白川家で、天理教は吉田家で公認を得てその活動を合法化します。ところが、その合法化も、翌慶応4(明治元)年には新政府の成立によってその意味を失います。

天理教では、吉田家の公認を得てみきの宗教活動の代表の地位を手に入れた長男秀司がそのまま新政府の宗教政策に沿って動き、明治7年まで何事もなく推移しますが、みきの動きによって、新政府に反対するみきの姿勢が表面化し、「御苦労」と呼ばれるみきの警察への収監がみきが亡くなる前年の明治19年まで繰り返されます。

金光教では、教祖の動きは天理教ほど明確積極的ではありませんが、教祖の意思に反する動きにはそれを明確に示していきます。

金光教は教祖金光大神(赤沢文治)が明治16年に亡くなり、その後明治18年に岡山県より神道備中事務分局所属「神道金光教会」として認可されます。天理教は同様に教祖亡き後の明治21年、中山みき死後、神道天理教会として東京府から認可されています。そこまでの両教の動きを見ていきましょう。

## 教祖の活動に人々が寄り集まる

- 幕末
- 修験者(同業者)の反発
  - 参詣者の金に注目する人

- 明治
- 政府の宗教政策と対立する教祖
  - 参詣者の金に注目する人

公認化  
白川家  
吉田家

公認化  
神道部  
属教会

神道天理教会規約  
第壹章 主旨

第壹条 本会ヲ名テ神道天理教会ト稱ス  
第貳条 本会ハ神道本局ニ部属シテ惟神ノ大道ヲ宣揚スルヲ目的トス  
第三条 神道教規第二条ノ祭神ヲ奉戴シ殊ニ

国之常立神	豊雲野神
意富斗能地神	大斗乃辨神
游母陀琉神	阿夜訶志古泥神
伊邪那岐神	伊邪那美神
国之狭土神	月夜見神

右十柱大神ヲ奉教主神トシ表名祭祀ス

明治21年  
「神道天理教会規約」

神道金光教会規約  
第一章 総則

第一条 三条教憲及慎誠十二条に則り惟神の大道を宣揚すへし

第二章 主神

第二条 日乃大御神  
月乃大神  
金乃大神

右三柱の神を本会の主神とし左右相殿に産土神  
教祖神霊を鎮祭す

明治18年「神道金光教会規約」1

# 幕末における金光教(白川家)・天理教(吉田家)の公認活動

年代	金光教	天理教
1859 (安政6)	立教神伝(取次専念)―毎日数十人の訪問者あり。	この頃、仲田儀三郎(安政4年? <『天理教伝道史 I』(P13.高野)―「天理教の公式は文久3年)、乾ふさ安政初期入信。
1862 (文久2)	修験者、庄屋を訪れ、教祖の布教禁止を申し入れる。	
1863 (文久3)		みき、安堵村飯田家でおたすけ、以後そこに多数の者が参集。
1864 (元治元)	赤沢文治、宮建築の必要から白川家に初入門、神拝式許状、建設の許しを受ける。	4月、山伏、みきに代わって吉田家の裁許状(こかん名義一贖物?)を取得。 9月、つとめ場所普請始まる。年末に竣工。 10月(慶応元年?)、第1次大和神社事件(鳴物を鳴らし、数日留置かれる)起こる。
1865 (慶応元)		こかん名義裁許状、村屋神社(神主、守屋筑前―大和国神道総取締役)に渡る(時期不明―1981年に村屋神社に存在し、その後天理教教会本部史料集成部で保管、未公表)。
1866 (慶応2)	宮建築に神主職取得が必要と分かり、11, 12月に領主に添書願提出(添書のための寄付百両)。慶応3年2月、浅井藩庁より添書を受け、白川家に願出、金神社神主に補任される。	この時期、中山屋敷には毎日数十人の参拝者あり。 7月、中山秀司、領主の添書を得て吉田家より裁許状取得。
1867 (慶応3)		

※「天理教」は参詣者が寄り集まる時期を実際より遅くする傾向があるようだ。それは「貧に落ちき」った期間が無くなってしまふことに配慮する結果か?。安政2年まで中山家は3町歩の田地を所有していた。仲田の入信を安政4年とすると、安政2年頃には参詣者も少なからずいたと想像される。

※元治元年に宮建築について文治は「2間四面」、みきは「一坪四方、建屋ではない」の指示を出している。寄り来る人々が増えて、宮建築を求める声が出て来た時に、両教祖はより小さなものにしたい意向の表明だったのではないか。実際には、天理教ではつとめ場所というかなり大きなものが出来、金光教ではこの宮建築をめぐる教団の動きが展開していくことになる。

# 江戸時代における吉田家と白川家の権威の由来

## 【吉田家と白川家の由来】

江戸時代に吉田家と白川家が神社の神職などにその資格を与える事が出来たのは古代の律令制での神祇官という制度に由来します。

神祇官は朝廷の祭祀を司る官であり、諸国の官社を総轄しました。長官は神祇伯。平安時代初期までは律令制の原則が守られたため、伯の職も独占ではなかったのですが、のちに花山源氏白川家が神祇官の長である神祇伯に代々就任するようになりました。神祇伯になったものは実際は臣下でも王を称したので、白川伯王家などともいわれます。

吉田家は神祇官の下級技術吏ト部に出自を持ち、神祇大副(神祇官次官)を最高位とする公家で、吉田神社の神主でした。15世紀の後期に吉田家の当主になった吉田兼俱は「唯一神道」と呼ばれる吉田神道を作りました。兼俱は、「神祇大副」の他に神祇伯と対等の席を占める「神祇管領長上」という肩書を持ち、吉田家は幕末まで神道界に大きな勢力を誇りました。

## 【両家の権威の前提になる江戸時代の法令】

ここではまず、吉田家と白川家が神職等の獲得合戦を始める前提となる江戸時代の法令を確認しておきます。江戸時代初期には神職の資格を与える権威は各地の大社や吉田家、伊勢神宮、修験道の本山など複数が存在しました。これでは統一政権である江戸幕府にとっては神社、神職の把握などが一元的にできないという問題がありました。そこで、寛文五(1665)年に「諸社禰宜神主法度」という法律を制定しました。これは由緒のある大きな神社などは別にして、それ以外の神職は吉田家から資格などを受けるようにと決めたものです。ところが、別扱いにならなかった大社などから苦情が出てきます。そこで幕府は延宝二(1674)年に法令を一部修正し、「伝奏無き社家も吉田執奏に及ぶべからず」としました。「及ぶべからず」ということで、必ずしも吉田家には限定されない、他の公家であってもよいと条件を緩和しました。

ここで出てくるのが白川家です。吉田家の権威は神祇官の次官である「神祇権大副」であり神祇伯と対等の席を占める「神祇管領長上」という肩書があるからです。とすれば、神祇官長官である「神祇伯」を世襲する同家は吉田家と同等かあるいは上位にあるわけで、吉田家と同様に神職等の資格を与えることが出来ることとなります。

⑤ 「指出申書附之事」 (慶応二(一八六六)年十一月)

\* 適宜、句読点を補った。

指出申書附之事

一、私義、兼々金神社信仰罷在候得共、俗人二而八対  
 神(明器人下力)□□□素立入之社人社僧共無御座候。今般神主号  
 御許容相成候様、御添翰被為下候様、御上向御取成  
 奉願上候二付、左二伺上候。  
 一、金百兩御国恩為冥加献納仕度、御伺上可申候。  
 尚追々発行仕候上八□□相応之献納金仕度、御開置  
 被下候。  
 一、神主号御許容願濟二相成候八バ、檀那寺向一切是迄  
 之通、聊違例之事仕間鋪候事。

**吉田、白川両家の許状を得る動きは、信仰的というよりは、教祖の周辺に集まる人と金を目的にしていたともいえそうだ。**

一、追々金神社建立仕候八バ、村方へ御相談申上、都而  
 故障不相成様可仕候事。  
 右之通、取究願上□□□(明器人下力)向後異変之筋聊無御座候。依  
 之連印書指出候。已上。

慶応二丙寅年 霜月  
 願主 文治  
 証人 安平  
 同 八右衛門  
 親類加印 八百蔵  
 文治の妻の父

右の文書は、慶応2年11月の依頼文です。ここに金百両の寄付と神主職取得のための添書の件が出ています。ところが『金光大神』には、11月と12月に書類が出ていることになっていて、12月提出の文面の要約が出ています。ここにも書かれているように百両といえば大金です。それを文治は支払うことが出来た、宗教活動によってそれだけのお金が動いていたということです。2通の添書願は四国の金比羅さんのような動きを望む人と、教祖の「救け」を望む立場の違う人によってそれぞれ書かれたようです。

神主職の補任 宮の建築は当初、順調に進むものと思われた。しかし、それは思いのほか困難を伴った。幕府の禁令があるなかで宮を建てるには、神拝式許状だけでなく正式な神主の資格が必要だった。そのためには、まず神主職の取得に領主の添書が必要なが判明した。他村で、その手続きを踏まなかったために、罰せられた例があることも分かった。さらに領主の添書を得るには、百両もの多額の献金が必要だった。当時、百両といえば、米がおよそ五十石(約九千リットル)買える金額で、大谷村の年間経費の約三分の二に相当する額だった。

藩へ百両を献金したい旨の願書は、慶応二年(1866)十一月に提出して、認可があった。続いてその年十二月、神主職取得のための領主の添書を願い出た。それは、「私の持ち山に金神宮がありましたが、立ち入りの社人、社僧などなく、かねがね私が信仰神事を取り扱っております。しかし、俗人では神明に対しおそれ多いので、このたび白川殿において、神主職の許状を拝受したく存じます。どうかご添翰くださるよう、願ひ上げ奉ります」という内容のものだった。新規に社を造ることは、たとえ小さな祠であっても許されない状況にあり、しかもそのなかで神主職を得るには、このように、「金神宮」という架空の名目で願ひ出るほかなかった。それに対して、翌慶応三年(1867、五十四歳)二月十日に、領主の添書を受け取ることができた。こうして思わぬ年月を要し、元治元年(1864)の年頭に神伝が下がってから、三年余りが過ぎていた。(『金光大神』P188. 2003.)

下は、慶応三年に藩主の添状を得て神主補任状を得た時のもの。白川家の規則通りにはできないと代人に伝え、般若心経の読経を認めさせています。また、吉田家よりも取得の条件が緩やかであることも書かれています。

一つ、お上より、京都（白川家）官位出すように、御添簡ください、丁卯（慶応三）二月十日。同じく十三日、代人金光石之丞、棟梁、橋本右近兩人を頼めい、とお知らせ。安倉、船頼み、出船、右三人上り。／ 上京仕り候につき、神様よりお知らせ。この度は、地頭より添簡ください、官位の儀、よろしゅう御願ひ申しあげ候。しかし、金神広前では京都ご法どおりのことはできませんと申ししてくれ、と兩人へ申しつけられ候。たびたびまいるから、天地金乃神おかげ話してよし。慶応丁卯二月十三日、右三人まいり。前度（これまで）たびたび、ごやっかいに相成り候。今般、地頭より添簡ください、持ってまいり、よろしきように御願ひ申しあげ。金神ありがたしおかげのこと申しあげ候。／ 拝むこと、六根の祓、心経だけのこと、お役人中もお聞きずみ。なるほど、此方の法どおりでは、神が聞かれねば、おかげくださらいでは、なんぼう法を祈りても役に立たず。拝む人の願ひで、神がますます感応いたされ。それでよかろう。心経だけは言われにやよいに。これは経文じゃ、仏の方と言われたきり、とめもせん。

神の広前かざり物のこと、お伺い申しあげ。此方には、かざり物の許しは出さん。氏子の奉納物はなになりとも苦しゅうなし。紋は丸に金の字、別条なし。吉田家には遠路の人でも留めおいて、礼拝、諸礼のこと、二十日三十日かかりても教えると申し。此方には人を留めて入用させません。地頭の願ひどおりの許し出し。（「金光大神御覚書」・『金光教教典』P45）

金光教が白川家から神拝状や神主補任状を受けることになるのは、「宮」建築のためだったようです。これは「金光大神御覚書」に「二間四面の宮を建ててくれい」という言葉で示されています。

この宮建築は、「金神社」とか「素戔鳴神社」、「金之神社」などと名前を変えながら、明治18年の「神道金光教会」へつながります。また、実体のない架空の神社であったため、明治23年に県から実際の社殿を求められ、建築するということになります。その建物は、平成21年に老朽化と歴史的使命を終えたということで解体撤去されました。

元治元甲子正月朔日お知らせ。／天地金乃神には、日本に宮社なし、まいり場所もなし。二間四面の宮を建ててくれい。（「金光大神御覚書」 『金光教教典』P41）

① こかん名義の裁許状

教会本部は新たに見つかったこかんの裁許状についてなぜ公表しないのか。

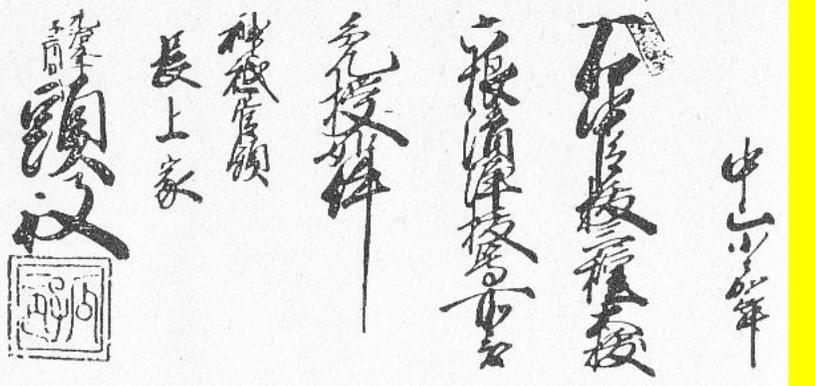
天理教教会本部が昭和31年に制定発行した天理教団の公式教祖伝である『稿本天理教教祖伝』には、慶応三年に中山みきの息子、秀司が京都に上り、吉田家の裁許状を取得したことが書かれています。これが「秀司名義の裁許状」です。これに対してみきの娘である「こかん名義の裁許状」というのも存在します。

こちらは昭和56(1981)年に奈良県田原本町にある村屋神社で見つかったもので、当時、修養科(天理教の3か月間の修養機関)の一期講師をしていた小松崎吉夫氏が神主から譲り受け、そのまま天理教教会本部史料集成部に渡ったものです。同氏はこの資料に依って天理教の教祖伝が変わるのではないかと期待していたのですが、その後現在まで教会本部はこのことについて一切何も語っていません。

ただ、同氏は譲り渡す前に資料の写真を撮っていたこと、また『御水屋敷人足社略伝記』というこの裁許状の存在を裏付ける本が存在していたことによって、これがどのような経緯で作られたのかを知る事が出来ます。

中臣の祓い、三種の大祓い、六根清浄の祓いも免授すると、この許可証には書いてあります。中臣の祓いは神道系のもので、中臣とは朝廷の中で神道を司っていた家柄です。三種の大祓いは、陰陽道から来ているものであり、六根清浄の祓いは仏教との習合から出て来たものです。『中山みき研究ノート』112頁. 八島英雄著

四つ組木綿手纏(ゆうだすき)懸用を免授するとあります。木綿だすきというのは、木綿や麻で出来たたすきで、これを掛ければ聖なる者となるわけです。このたすきの結び方が決まっていて、片かぎに結ぶと片だすき、これを組んで両袖に掛けるようにしたものが四つ組木綿だすきということです。『中山みき研究ノート』112頁



中山小嘉舞  
右中臣祓 三種太祓  
六根清浄祓 当所能  
免授如件  
神祇管領  
長上家  
元治元年  
子二月 頭役 (印)

中山小嘉舞  
右四組木綿手纏  
懸用当所能免授如件  
神祇管領  
長上家  
元治元年  
子二月 頭役 (印)



## こかん名義の裁許状のゆくえ 古川豊後⇒？⇒守屋筑前<村屋神社>

**金光教では宮建築のために多額の費用を掛けて動いた。ところが天理教のつとめ場所ふしんは何の問題も起こらず、元治元年末には完成した。これは「こかん名義の裁許状」があったためと考えるしかない。**

では、こかん名義の裁許状はどのようにして大和国神職取締役の守屋筑前守が神主である村屋神社に渡ったのでしょうか。

こかん名義の裁許状の仲介をした小松崎氏は、こかんの裁許状は、「直に事が露見して、古川豊後は守屋筑前守に叱責を受け、この裁許状は没収となった」と記しています。

これに対して、八島英雄氏は、『稿本教祖伝』(56頁)に記されている元治元年の大和神社事件(大和神社の前で、鳴物入りで神名を称えた事件)の丹念な史実考証をしたうえで、この事件の際に「こかんの裁許状」が没収されたとしています(『中山みき研究ノート』134頁)。

八島氏は、この時の大和神社事件を、「小寒の裁許状」を取り上げるための陰謀と考えていますが、そのようなことを裏付ける資料は何もありません。

この時の大和神社事件(天理教教祖伝には明治7年にも全く別の大和神社事件がある)は、『稿本天理教教祖伝』では元治元(1864)年10月末に起こったことになっています。ただ、この時の唯一存在する史料である没収された鳴物を返してもらう時の詫状【天理教管長家古文書、『復元32号』P326】の日付は慶応元(1865)年11月11日になっています。この詫状を事件1年後のものとするよりは、半月後に没収品を返してもらった時のものとするほうが自然のような気がします。そうすると事件は慶応元年に起こったことになります。この事件は何かと陰謀めいた匂いがすることは確かです。

吉田神祇管領の事務取扱いをしていて、豊後守という守名をもらっている関係上、大和国神職取締役の守屋筑前守に話を通さず適当に自分で書類を作り、一般的な裁許状と異なる「頭役」という名で捺印して持参している。

中山こかん宛にしたのは、教祖の威力に恐れをなしてか、当時、すでに教祖の名代として、御言葉も下がり、お取次ぎをしていたので、古川豊後が考えたことであらう。(明治になり守名廃止により文吾と改名したのだから、元治元年時代は、古川豊後である。一小松崎註)

ところが、直に事が露見して、古川豊後は守屋筑前守に叱責を受け、この裁許状は没収となった。でも、全くのインチキのものであれば、その場で破棄するべきものだが、只、筋を通さなかったというだけのことだから、この裁許状の効力はあったのだらう。それで、そのまゝ百十七年間の眠りについたのである。(『東王京』16号・1988小松崎吉夫著)※『東王京』は小松崎氏が所長を務める布教所の会報。

## 秀司名義の裁許状取得のため、古市代官所へ出された添書願

こかん名義の裁許状が没収されたのち、秀司は自分名義の裁許状取得の活動を始め、古市代官所の添書を得て、慶応3年吉田家の裁許状を取得し、「つとめ場所」にその祭式を祀ります。

古市代官所へ提出した添書の依頼文 (『復元32号』P462)

◀ 乍恐口上 庄屋敷村 願人 善右衛門  
一、私儀従来百姓渡世之ものニ御座候、然ルニ三十ヶ年余已前、私幼少 頃瘡病 (風毒) 二而、足悩ミ候ニ付、亡父善兵衛存命中、私方屋敷内ニ天輪王神鎮守仕信心仕

右天輪王神与申者  
國常立尊伊埜諾尊 國狭槌尊伊埜冊尊  
豊斟淳尊大日婁尊 大戸道尊泥土煮尊  
大戸邊尊沙土煮尊 面足尊惶根尊  
冊 冊

□部分が『稿  
本天理教教  
祖伝』P100で  
は「中略」に  
なっている。

右拾貳神ヲ合天輪王神と相唱候由、亡父善兵衛代より承傳居心信心仕来り今ニ不絶信心仕居候義ニ御座候、

然ルニ右信心之儀諸方江相聞近来諸方より追々参詣人有之而ハ、神道其筋より故障被申立候而ハ、迷惑難涉仕候ニ付此度京都吉田殿江入門仕置度奉存候ニ付乍恐此段御願奉申上候、何卒御情因愍を以、吉田殿江之御添翰被為下置候様奉願上候、右之趣御間届被為成下候ハ、難有仕合可奉存候、

慶応三卯年六月  
庄屋敷村 願人 善兵衛 同村年寄 庄作 同村 平右衛門 同村庄屋 重助  
服部庄左衛門様 >

守屋筑前守の勧告により、同氏より古市村の代官深谷源太左衛門氏に對する添書を貰ひ、更に領主藤堂和泉守太膳大夫の副申書を得て、秀司様が山澤良助氏を随へて京都の神祇管領吉田家に出願された。(昭和七年、集成部會議原案) (『復元32号』P447)

金光教では藩の添書に百兩の費用を要した。天理教では添書の費用については触れられていない。それはいくらで、誰が出したのか。

元治元(1864)年のつとめ場所ふしんは、「山中忠七、費用引き受けます(稿本教祖伝P54)」ということでは始まったが、大和神社事件が起こったために年末の支払いができなかったことになっている。ただ、その事件が慶応元(1865)年であったとすれば、費用は予定通り集まったはずである。(たとえ元治元年であっても費用は集まったと思える。) ではそのお金はどこに消えたのか。

以下はあくまで勝手な推測でしかないが、秀司名義の裁許状取得の費用に回ったのではないかとも思える。その動きは2、3年を要した(『復元32号(P456)』)とあり、この動きは主導した守屋筑前は、その立場から藩に支払う費用等をよく知っていただろう。金光教の例からみて、家一軒が建つ程度のお金は必要だったのではないか。

## 明治元年から6年までの動き

慶応3年に白川家、吉田家から認可を得た金光教、天理教ですが、翌慶応4年には明治新政府が誕生し、その認可は意味のないものとなり、新政府は新しい宗教政策を打ち出していきます。金光教、政府等の政策、天理教の動きを表にしました。天理教は神道祭式をつとめ場所に祀りこんだ秀司と、「おふでさき」を書き出したみきの動きを別にしました。

明治6年までの動きをみると、金光教では教祖が直に対応し、その教えが守られている。それに対して、天理教は秀司の動きが中山家を代表しており、対政府的には教祖の存在は影が薄い。

年代	金光教	政府、地方	天理教<<秀司.他>>	天理教<<中山みき>>
1868 慶応4 明治元	<b>3月、新政府、祭政一致、神祇官再興を布告、全国の神社神職は神祇官の付属となり、それに伴い、吉田家、白川家などの執奏家の役割が終わる。</b>			
	9.24神号改変 「金光大権現」 →「金光大神」	3.13「王政復古、神武創業」の布告	秀司、「中臣祓詞」を「皇御孫ノ命ノ朝廷ヲ始テ」の言葉のあるものに替える	明治2年『おふでさき』1, 2号執筆、「やしきのそうじ」を急き込む。 ◎秀司との和解(和睦)を求める。1-19 ◎「やしきのそうじ—神道祭式の撤去」を求める。1-29
1869 明治2	9. 金光大神、村内神社の神事依頼を忌避(村内統治への加担を拒否)			◎秀司がみきの期待に応えてほしいというみきの思い。2-1~4
1870 明治3			3.15秀司娘、お秀死亡、神葬祭 8.26小東まつゑ、秀司の嫁として入籍	◎秀司はみきの言動を病気の仕業として相手にしないことに対する怒り。2-11 ◎つとめ場所が神道祭式に占領されてみきが話をする場所がない。2-13~16

年代	金光教	政府、地方	天理教《秀司.他》	天理教《中山みき》
明治4	神社職員規則により金光大神、神主職の資格を失う。郷社定則により「金神社」存続の危機。	5.14神社職員規則 7.4郷社定則(大小神社の統廃合)		
明治5	11. 小田県、従来の神官罷免の布告を出し、金光大神、神主職を失う。	4.28三条の教則定む 4. 庄屋等の制を廃し、戸長、副戸長となる	6.18梶本はる(みき娘)没、みき娘こかん後妻に行く	時期不明、みき75日間の断食
明治6	02.18. 戸長より神前の物の撤去を命じられる。 03.15. 「天地書附」の様式定まる。 03.21. 金光大神、取次ぎ再開。	1.15梓巫・市子・憑祈禱等の禁止  明治6年以降はすべて新暦	6. 秀司、庄屋敷村の戸長を勤める。 11. つとめ場所にて、「三条教則説教」が石上神宮神職によって行われた。	11. 「おふでさき」3号執筆。 ◎三条の教則説教を排除し、みきの教えに直すことを求める。3-1~4 ◎「三条教則」と「教祖の話」の区別を問う 3-148

### 天地書付

一つ、十五日仰せつけられ、  
「生神金光大神  
天地金乃神 一心に願  
おかけは和賀心にあり  
今月今日でたのめい」  
書きつけはじめいたし、  
書きためおき候。  
(「金光大神御神覚」  
『金光教教典』P61)

### 関連「おふでさき」一覧

- 1-19. このさきハ上たる心たん／＼と 心しづめてハぶくなるよふ
- 1-29. このたびハやしきのそふじすきやかに したゝてみせるこれをみてくれ
- 2-2. 上たるは心いさんでくるほとに なんどきにくるこくけんがきた
- 2-11. 一寸はなしのぼせかんできゆうている やまいでハない神のせきこみ
- 2-16. このはなしなんの事やとをもっている 神のうちわけばしよせきこむ
- 3-1. このたびハもんのうちよりたちものを はやくいそいでとりはらいせよ
- 3-148. 高山のせきよよきいてしんしつの 神のはなしをきいてしやんせ

金光教では明治元年に「金光大権現」という神名から「金光大神」に変えています。これは慶応4<明治元>年に発布された太政官布告にある「仏語ヲ以テ神号ト為ス」に該当したためです。ただ、「神」という呼称は「みかぐらうた」の中でも使われているように、仏がこの世に現れた仮の姿としての「権現」よりも、「神意」に近い名のようにも感じます。そこに、明治18年頃に天理教が「てんりん」を「天理」に変えてしまうこととは異なる意味があると思えます。

慶応四年三月二十八日  
仏語ヲ以テ神号ト為ス  
神社ハ其事由ヲ録上セ  
シメ及仏像ヲ以テ神体  
ト為ス神社ヲ改メ社前  
二仏像仏具アル者ハ之  
ヲ除却セシム (太政  
官) <『日本近代思想大系  
-宗教と国家』P425)>

明治元年

月四天四  
日天四  
申未寅丑  
鬼門金乃神  
大しようぐん不残金神  
生神金光大神

9 辰九月二十四日、神号変え、と仰せつけられ候。

5 一つ、くくり袴調え。羽織さしとめ。  
3 天下太平、諸国成就祈念、総氏子身上安全の幟染めて立て、日々祈念いたし。名前書きつけ、  
4 新の氏子には神号とめ。

神仏分離令の影響は、半年を経たころから、大谷村でも次第に具体化してきた。そのなかで、まず金光大権現が取り組まなければならなかったのは、神号の改変の問題だった。金光大権現という神号が、仏教用語を用いていたからである。

明治元年（一八六八）九月二十四日になって、神は、／「金光大権現の神号を変えよ」／と告げられ、次のような神名の書付を示された。

<「神名書付」>

こうして金光大権現は、神から、「生神金光大神」という新しい神号を授けられた。

金光大権現は、早い時期から「大谷の生神様」と、人々から呼ばれていた。そのときの「生神」とは、あらたかな靈験力を持っていて神とあがめられる人、という意味合いだった。それに対して金光大権現自身は、「私は生神ではないのに、人が生神と名をつけてくれる」「私は生神ではない、肥かたぎ（農民）にすぎない」という姿勢をとり続けていた。もっとも、信心して神になるということは、金光大権現のかねてからの願いだった。そこで、参拝してくる人に、人を助けて神になることを教え諭していた。神は、取次によって生きながらに神のはたらきを現し、人を助けて神になるという信心を日々実現している金光大権現に対して、「生神金光大神」という神号を授けられたのだった。（『金光大神』P218. 2003）

「金光大神御覚書」  
『金光教教典』50頁

## 《明治2年、村内神事の移譲を断る一村内の政治的側面と自己の独自の信仰に一線を画す》

村内神社の神事を行う者がいない状態になって、村では金神社神主の資格を白川家から取得していた金光大神(文治)に村の小社の神事をやってもらうのが好都合と考えて依頼するわけです。ところが金光大神はすぐに隣村の神官にその役割を譲ってしまいます。

「祭典中心、共同祭祀という村落共同体意識の吐露にほかならぬ神事を行ない、ひいては村内統治の一翼に加担させられることは、金光大神の希求する信仰の内容からは、もはや受け容れられ」なかったと瀬戸美喜雄氏は記しています。

金光大神の独自性がここでも発揮されています。

氏神社の神事委任 同年七月、金光大神は、氏神社の賀茂神社、その他多くの小社の神事を委任されることになった。これも神仏分離の影響だった。それまで、これらの神社の神事を行っていた寂光院では、僧を還俗させて、それに当たらせることにしていたが、病気の回復が見込めないことを理由に辞退した。その後任に、近村の神職神田豊の名が挙がったが、許可にならなかった。代わって、村内から神職を出すことが好都合であるところから、金光大神をその任に当たらせることになった。

しかし、金光大神は、それから二か月後の九月には、早くもその役を辞退して、隣村の神職である原田弥九郎に譲った。氏神社の神主といえ、それなりに村内での地位や生活の安定につながるものだった。けれども、金光大神の信心とは、相いれなかった。しかもこの出来事は、村の善後策に絡む名義上のことであって、実際に、金光大神が氏神社などの神事に当たったことはなかったと思われる。(『金光大神』P227. 2003)

祭典中心、共同祭祀という村落共同体意識の吐露にほかならぬ神事を行ない、ひいては村内統治の一翼に加担させられることは、金光大神の希求する信仰の内容からは、もはや受け容れられぬことであった。けだし、金光大神の手もとでは、この時期には、祝い事や村祭りの際の慣習的行事の廃止を打ち出し、祭典中心に代えて「理解」による一対一の対話的な教導方式を採るなど、慣習的信仰とは別の次元で人間救済の世界が構築されてきたためであった。かくて氏神社神事譲渡の一件に当たって、金光大神は村内の政治的側面と、自己の独自の信仰との間に一線を画し通したといえる。(「維新时期における金光大神の信仰」瀬戸美喜雄. 『金光教学』16号. P5、P8. 1976)

## 金神社神主の資格を失う 金神社そのものの存続の危機

明治4年に定められた「神官職員規則」と「郷社定則」は慶応3年に白川家から認可された架空の「金神社(神宮)」の神主の資格と「金神社」そのものの存続の危機を招くこととなります。

明治四年五月十四日 〈『日本近代思想大系—宗教と国家』P437)〉  
官社以下定額及神官職員規則ヲ定メ神官従来ノ叙爵ヲ止メ地方貫属支配ト為シ士民ノ内へ適宜編籍セシム

明治四年七月四日  
郷社定則 先般被 仰出候神社御改正郷社ノ儀ハ別紙定則ノ通取調可致事  
(別紙) 定則  
一郷社ハ凡戸籍一区ニ一社ヲ定額トス仮令ハ二十ヶ村ニテ千戸許アル一郷ニ社五ヶ所アリ一各三ヶ村五ヶ村ヲ氏子場トス此五社ノ中式内カ或ハ・・・・・  
〈『日本近代思想大系—宗教と国家』P439)〉

神官の規制 明治四年(1871)五月、従前の神職の世襲制と神社の私有化を廃止し、神道国教化政策に基づく祭政一致の政府方針に沿うようにとの理由をもって、「神官職員規則」が公布された。これによって、神社の神官が国家の官制の中に組み込まれることになった。

金光大神は、この時、金神社神主を名乗ることができる立場にあったが、それは宮を建築し、布教の公認を得るための名目上のものだった。幕末以来の神主職の資格が、この規則によって、取り上げられてしまう情勢にあった。金光大神のように、一民衆の身で、独自の神とのかかわりを持ち、布教を始めた立場にある者は、当然、国が定める神官からは外れた。

ただし、その規則を直ちに行おうとすれば、混乱の起きる恐れがあった。そこで八月になって、神官の新任が申し渡されるまでは、従前どおり神社の神事を執行してもよい、との通達があった。金光大神は、当分、これまでどおり神勤を続けることが許されたものの、いつそれができなくなるかもしれない、不安定な立場に置かれた。

神社の統廃合と格付け また、その年七月には、多くある神社を行政上の区画と対応させるようにするため、原則として一郷一社、一村一社に統廃合することを定め、全国の神社の格付けを行う「郷社定則」が公布された。それによって、金光大神が宮を建築する際の名目に立てていた「金神社」は、制度上、存続の根拠を失うことになった。 (『金光大神』P239. 2003)

## 《神前片付けと神名の確定》

明治6年に戸長から神前の物の撤去を命じられます。これは「結果的には、信境の面においても、教義形成の面においても、画期的な期間となった。すなわち、金光大神は、『酉の歳一才』と自信の生まれかわりを表明し、また後の金光教の要諦とせられる『天地書附』の素形を案出し、信仰の教義的検討がこれを契機にすすめられていくこととなった（「維新时期における金光大神の信仰—政治に対する態度と思想」P23）」わけです。

金光大神にとって新政府が進める神道国教化の動きは、従来信仰から抜け出し、独自の信仰形態を生み出す契機になったのです。

あたかもその翌日（※明治6年新暦2月18日）、戸長川手堰は、せがれ萩雄をよびだして、「神の前をかたづけよ」と命じ、その布教をさしとめた。教祖はこれにしたがい、神前をかたづけて広前から身をひいたが、これはまことに容易ならないことであって、さすがにそのときの広前の光景を「荒れの亡所に相成り候」と『金光大神覚』はしるしている。神は「力を落とさずに休息せよ」と、あたたかくこれを支え、教祖はこのさとしのままに、神の間のふすまをたてきってひきこもり、控えの間でひとりしずかに祈念の生活をおくるのであった。翌三月十三日、神は「金光生まれかわり、十年ぶりに風呂へ入れよ」と、さる元治年六月十日にさしとめた湯・行水の禁を解いた。教祖はこれを新生の湯浴みとし、みずからを「酉の年一才」とした。さらにその十五日、神は「天地金乃神、生神金光大神、一心二願、おかげは和賀心にあり」という書き付けをせよと命じ、神名を確定するとともに、信心の本質ともいふべきものを、このような形式をもって明らかにしたのである。（『概説金光教』P161）

1 一つ、小田県の触書のこと聞き、神職立たんと申し、家内中心配仕り候。

天地乃神とは、日天四 月天四 丑寅未申鬼門金乃神のこと。家内中、神のこと忘れな。何事あつても人を頼むことすな。良し悪ししことも、神任せにいたせい。心配すな。世は変わりもの、五年の辛抱いたし。とにかく、内輪きげんようにいたせい。もの言いでも、あなたこなたと申してよし。何事もあだ口申すな。新西二月十七日。／ 2 明治六癸酉の正月二十日。閏、大小なし、月三十日。／ 3 一つ、川手戸長より萩雄呼びによこし、早々まいり。神の前かたづけと申しつけられ、同人帰り、申し候。すぐにお広前かたづけ、荒れの亡所に相成り候。新二月十八日ばんの七つ時。かたづけしだいに、戸長へ宅吉届けやり。旧正月二十一日に当たり。／ 二十二日より金光大神お広前ひき。天地金乃神様より、力落とさず、私に、休息いたせ、と仰せつけられ。同ばんに門の鳥居をとり納め。／ 4 一つ、旧二月十五日、金光、生まれ変わり、十年ぶりに風呂へ入り、おさし許しくだされ。生まれ日改め。／ ー中略ー ／ 10 一つ、十五日仰せつけられ、

生神金光大神 天地金乃神 一心に願 おかげは和賀心にあり 今月今日でたのめい  
書きつけはじめいたし、書きためおき候。（「金光大神御神覚」．『金光教教典』P59）

## 「明治七年秋迄は、別条なくお通り」

金光大神の場合、新政府の神道国教化政策の中で独自の信仰形態を築いていったわけですが、では天理教はどのような展開になったのでしょうか。

天理教の場合、慶応3年に吉田神祇管領から受けた裁許状によって中山家屋敷内の「つとめ場所」に祀りこまれた神道式祭式は明治7年新暦12月25日に中教院の手によって撤去されるまでそのままの状態で行われていたと考えられます。撤去に至る動きは、明治7年秋にみきが弟子二人を大和神社にその祭神を訊ねに行かせたことから始まるのですが、明治元年以降それまでは何事もなく経過していました。なぜ金光教では新政府の政策の影響を受けていたのに、天理教ではそうならなかったのでしょうか。

それは、当時中山家の戸主であり、吉田家の裁許状を自分名義で取得して以来、その宗教組織の代表者であった秀司が、新政府の神道国教化政策に非常に協力的であったことによります。

それはまた、秀司とみきの信仰姿勢の違いを明確化することになり、両者のすさまじい闘いが始まります。その記録が、明治2年に始まり15年までみきの筆によって記された「おふでさき」です。

それでは、秀司のとった行動とそれに対する「おふでさき」の内容を見ていきましょう。

## 天理王明神廃

それから、神様の仰せられた通り、もんくがかはつて、王政復古、明治維新となつたので、神道の管領も廃せられ、随つて、先年下されました天理王明神の許も、無効に成ってしまひました。それから、取次の先生方は、改めて天理王明神の願に出ようと、相談致しました所が、神様は御許し被下ません。

『願に行くなら、いつて見よ。いきつかぬうちに、いきがつきるで。そんなこと、願にでるやないで』

と仰せられましたものですから、そんなに、いきのないやうになるほど、神様の御心になはぬ事なら、やめにしようといふて、誰も願に出ませず、そのまゝにいたして、どこのゆるしもなく、以前の様にして、通つて居りまして、何の障りもなく、だん／＼と信心する人はふえる斗りでござりまして、明治七年秋迄は、別条なくお通りに成りましたが、明治七年秋、山村御殿へ御越し被遊ましてから後は、明治八年を始めとして、十九年、御教祖様八十九歳の御春まで、警察署及監獄署へ御苦勞被下ました事が十八度、実に御苦勞被下ました道すがらでござります。

(『正文遺韻』P56. 諸井政一. 1937. 山名大教会)

「王政復古一神武創業」に素早く対応する秀司

『辰年大寶恵』にある「中臣祓詞」は、明治維新に対応したものである  
 ≪「皇御孫ノ命ノ朝廷ヲ始テ天下四方ノ国ニハ」を書き加えた≫

この変更は守屋筑前の指導によるものだろう。

〈第九 警諭又軍敗治要〉

E	D	C	B	A
如此所聞食豆波皇御孫之命乃朝廷乎始 豆天下四方國余波罪止云 罪	如此所聞食天波	如此所聞食氏波皇御孫之命乃朝廷乎始 氏天下四方國尔波罪止云 罪	如此所聞食天波	如此所聞食テハ皇御孫ノ命ノ朝廷ヲ始テ天下四方國ニハ罪ト云フ罪

中山家には『辰年大寶恵』と表紙に書かれた慶応4（1867. 辰年）年の6月から12月までの賽銭の上がりを書きとめた帳面が残されています。その中に「中臣祓詞（なかとみのはらいことば）」という人々がその折々の必要に応じて祓・禊の行事を執り行う時に唱読された文書が付いています。

「『辰年大寶恵』について」を書かれた上野利夫は、『辰年大寶恵』にある「中臣祓詞」について、他の「中臣祓詞」と詳細な比較をしています。『辰年大寶恵』にあるものをAとし、他のB～Eと較べたところ、「C、あるいはEにより近く、BはDによく似ている」という結論を記しています。Bとは、慶応3年に秀司が裁許状を得たときに伝授されたもの、Dは吉田神道に伝統的に伝わるもので、秀司が伝授されたものは伝統的なものだということが分かります。また、Bは卜部良義という人によるもので、この人は明治2年の日付のある別の「中臣祓詞」もあり、それと同じものがCになっています。つまり、卜部良義という人は明治維新をはさんで2種の「中臣祓詞」を書き、秀司もまた、慶応4（明治元）年に早くも慶応3年に伝授されたものではなく、明治維新バージョンとも言えそうなものに近いものを書いたということになります。「明治維新という神道を中心にすえた政変」に素早く対応していたわけです。AとBとの最も大きな違いは、「第九 警諭又軍敗治要」に「皇御孫ノ命ノ朝廷ヲ始テ天下四方ノ国ニハ」という言葉がAにはあり、Bにはない事です。これは、A、C、Eにはあり、B、Dにはないということでもあります。

A「辰年大寶恵」に中山秀司が書写した中臣祓詞。／ B『復元』第三十二号に所収(475～478頁)の「中臣祓詞」。古田家から天輪王明神玉串納之事及び木綿手綴の懸用免許時に伝授されたもの。卜部良義とある。／ C『中臣祓詞／三種祓詞／身曾貴祓詞』という表題の木版本の中臣祓詞。「明治二年五月一日／正三位侍従卜部良義」と記された『中臣祓詞』と全く同じ。／ D吉田神道を大成させた吉田兼俱の自筆本といわれ、根本伝書の一の『中臣祓』。／ E表題はないが、大祓詞(巻物)で、天理図書館吉田文庫では、「太祓祝詞」と題名を付しているもの。

明治3年

## 秀司娘の葬儀－神葬祭

秀司と「おやそ」との間に嘉永6年に生まれたお秀が明治3年に亡くなっています。この時の葬儀が神葬祭で行われています。ただ、埋葬するお寺ではそれを認めず、「布留大街道神葬祭其より寺請取」と善福寺の過去帳に記されました。

神葬祭は葬儀を神道式に改めることによって仏教を廃絶することを目指したものでした。ここでも秀司は「極めて神道に近い次元の動きをとってい」ました。

守屋(森本)筑前は、安政6年に離檀(寺の檀家をやめ、神道宗旨として、葬祭を自らの手でおこなうこと)した(「森本筑前守」『あらきとうりょう』153号P103.吉田栄治郎.天理教青年会本部出版部1988)。おしゅうの葬儀も守屋筑前の指導によるものではないか。

おしゅうは秀司の娘であるが、明治三年三月十五日、出直している。善福寺の中山家の過去帳には、おしゅうについて「布留大街道神葬祭其より寺請取」と注記し、「攝取軒光誉明照禅定尼」の戒名が残されている。つまり秀司が吉田家へ入門していた以上、葬儀もまた神式であったが、墓地での神葬祭は許されなかったのである。

－中略－

おしゅうの神葬祭は、当然、周囲の注目を集めたであろうし、結果的には、石上社の年預(※大社などで実務一般を担当する中級職員・僧官)などにとって、中山家が神葬祭に関して先駆的な役割を果たすことになったともいえるだろう。おしゅうの神葬祭の執行からみても、この時期の秀司が極めて神道に近い次元の動きをとっていたことが推測されるのである。(「王政復古・神仏分離と天理教」幡鎌一弘、『教祖とその時代』、

P200. 1991. 道友社)

神葬祭 慶応四年閏四月、津和野藩主亀井茲監(これみー参与、神祇事務局判事)は、「封内衰頹ノ仏寺ヲ廃合シ、釈侶ノ還俗ヲ許シ、及ビ葬祭ノ儀、神仏ヲ併用セン」ことを請願し認められたが、その内容は、前年の改革の追認にあたるといえよう。しかし、そのなかには、／ 一、自国庶民ニ至迄、志次第、葬祭之式ハ仏法ヲ相転ジ、古典ニ基キ、神道ニ為致、邪宗調之儀ハ、役方ニテ嚴重ニ為取糺度事。(『神仏分離史料』続下)／ の一項があり、「志次第」とのべられているとはいえ、実際には、一藩を完全な神葬祭に改め、仏教を廃滅することがめざされていた。亀井茲監、福羽美静など、津和野藩の主従が新政府の宗教政策を担うようになったとき、そのモデルが津和野藩の社寺改正にあり、幕府の制度に配慮してなお不十分だったはずのその改革を、十全なものにしようと試みられることになったのは、当然の成行きであったろう。(『神々の明治維新』P86. 安丸良夫. 岩波書店. 1979)

## 明治6年から秀司、戸長になる

秀司は明治6年から7年にかけて行政組織の最末端の役割を担う戸長をしていました。金光大神は、明治6年に大谷村で当時の戸長から神前の撤去を命じられています。その戸長が中山家がある庄屋敷村ではみきの息子である秀司だったのです。新政府の政策を村人に直接指導実施する役割を担う秀司が中山家という屋敷の中でみきと同居しているわけで、その中でどのようなやり取りが生じたのでしょうか。そのやり取りのみきの側からの主張が「おふでさき」1号、2号に記されることとなります。

- 戸長の役割 明治6年当時、戸長は地方行政官の役割を担っていて、風俗・戸籍・消防など日常の警察事務にたずさわっていました。（『ひながたとかぐらづとめ』松谷武一著.p99.1998.天理教道友社）
- 秀司の戸長在任期間 秀司さまは少なくとも明治6年6月から明治7年12月22日まで1年7ヶ月間は、たしかに戸長職をつとめられていたと考えられます。（『ひながたとかぐらづとめ』p100）
- この1873年～74年にかけて、中山秀司は庄屋敷村の戸長などの役を勤めている。上野利夫氏の教示によれば、秀司の手による会議所指令や奈良県布告の写が残っている。このことは、中山家が近代化政策の埒外に置かれていたのではないことを示している。例えば、学校設立は近代化政策の最重要課題であるが、中山秀司はその学校設立の会議に庄屋敷村の代表として出席している。（「明治期における社会と天理教」『おやさと研究所報』3号.1996.P98.幡鎌一弘）

明治6年11月4日

中山屋敷内で三条教則説教行われる

秀司が庄屋敷村の戸長を勤めていた明治6年11月4日、中山屋敷内（つとめ場所）で石上神社主催の三条の教則に基づく説教が150名の聴衆を得て行われました。

明治元年から「中臣祓詞」に「皇御孫ノ命ノ朝廷ヲ始テ天下四方ノ国ニハ」という言葉を加え、明治3年には娘の葬式を神葬祭で行い、6年からは新政府の方針を実施する末端の役職である戸長になった秀司にとって国家神道体制への国民教化運動である「三条の教則説教」の会場として「つとめ場所」を使うことは当然の成り行きであり、また本望でもあったことかもしれません。

しかし、みきから見ればこれはとんでもない許しがたいことであったと思われます。それゆえ、明治6年新暦11月22日頃（「外冊」にある日付からの推定）から「おふでさき」3号が書かれ始めるのです。

奈良に中教院が開設されたのは明治七年三月十七日のことであったが、石上神社では、すでに明治六年九月十七日に教導職を任命して、説教活動を始めていたことが『明治六年教導課日記 石上神社』（天理図書館近世文書 一三六一一近二九 四）に記されている。—中略— 精力的に説教を行った様子が窺われるが、多くは石上郷の各神社を巡回して説教をしたようである。その中の一つに、明治六年記載分として「十一月四日庄屋敷村派出／幸田井上 植嶋 立川 新宮／氏神春日神社ニおゐて 聴衆百五十名」（図版Ⅰ）という記述がある。このことは、石上神社の大宮司菅政友、少宮司今園国映の連名で明治七年五月に大教院へ届け出た『当社受持説教聴衆届 石上神社』（天理図書館近世文書 一三六一一近二九 五）に、「同（明治六年）十一月四日同（聴衆）百五十名 同（山辺）郡庄屋敷村 春日神社」（図版Ⅱ）との記述があることによっても確認することができる。

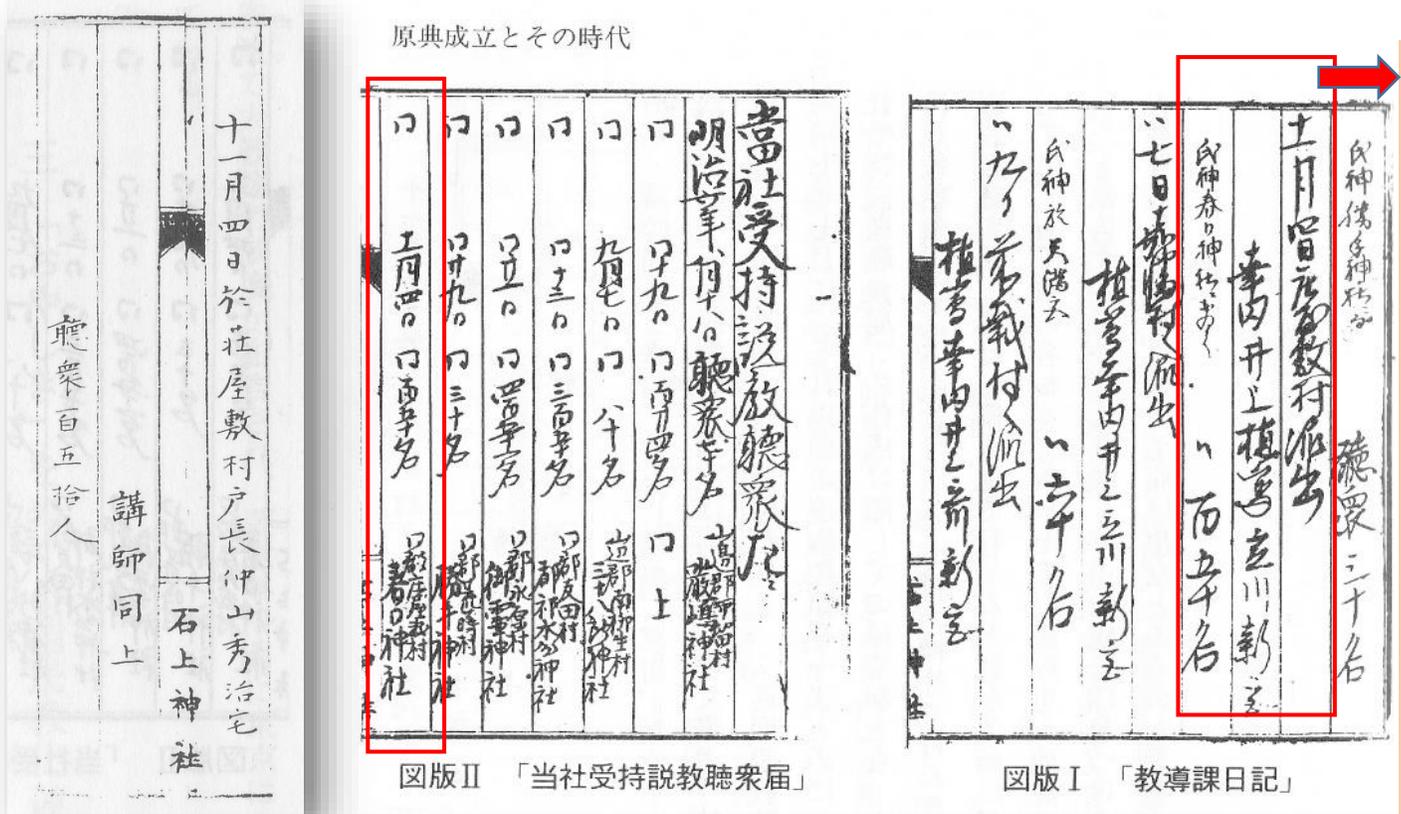
だが、奇妙なことに、『明治七年七月／巡回説教聴衆扣／石上神社』（天理図書館近世文書 一三六一一近二九二）という詳細な巡回説教の記録では、明治六年十一月四日の項に「於庄屋敷村戸長仲山秀治宅／講師同上（幸田、井上、植嶋、立川、新宮）／聴衆百五十人」（図版Ⅲ）とある。文書の表書きを見る限り、この『巡回説教聴衆扣』は前の二つの文書より後のものということになるが、内容的には明治六年の『教導課日記』と同じころのものと思われる。『巡回説教聴衆扣』は明らかに日付の前後するものが綴じられており、明治七年七月に、それ以前の説教控類を一まとめにしたものであろう。むしろ、半ば公的な『教導課日記』や『当社受持説教聴衆届』の作成に際しての原資料となったものと思われる。というのも、『教導課日記』や『当社受持説教聴衆届』では、説教はすべて村の神社で行われたことになっており、個人宅での記述がないのに反し、『巡回説教聴衆扣』では、個人宅で行った記述が各所に見られる。すなわち、神道的国民教化を実践する石上神社としては、石上郷の各村々で行った巡回説教を大教院やその他の役所に報告するに際して、個人宅よりも神社で行ったと報告する方が、より強く神道教化を印象づけると判断したものと考え、個人宅で行われた説教はすべて村の神社でしたことに変えて届け出たとみるのが妥当ではないだろうか。（「原典成立とその時代」池田士郎.P184.『教祖とその時代』1991.道友社）

ここまでが、明治元年以後の秀司を戸主とする中山家の国の神道化政策への対応です。これをみれば、対応するというよりも、率先して国の政策を実行していたといえます。これゆえに中山屋敷内では国からの咎めなどは起こりようもなかったのです。

明治五年四月二十五日には教導職が設けられ、その三日後の二十八日には三条の教則が定められた。特に、第三条には「皇上ヲ奉体シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事」とあるが、これは逆に言えば、いわゆる〈国体〉を遵守する限り自由に宗教活動を認めることを意味し、神道のみならず仏教や儒教をも取り込んだ形で広範な国民教化運動を展開することが可能となった。ということは、この明治四、五年は、国民生活にとっての宗教体系が国家神道体制に向かって大きく転換してゆく時期であったと言えるのではないだろうか。 —中略—

教部省と大教院に指導された教導職たちは、地方の各神社や寺院を説教所として、三条の教則に基づく説教を全国的に展開した。説教日を定めたり、高札を掲げて説教を聞きに来るように呼びかけたので、多くの人びとが教導職たちの話を聞きに来たようである。記録によれば、一カ所に千人もの聴衆が集まった報告もある。また、村の有力者の家で行われることもあったようである。

「原典成立とその時代」 P183



図版Ⅱ 「当社受持説教聴衆届」

図版Ⅰ 「教導課日記」

(「原典成立とその時代」池田士郎. P182~184. 『教祖とその時代』 1991. 道友社)

明治五年四月二十八日  
 三条ノ教則ヲ定ム  
 教則 第一条 一 敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事  
 第二条 一 天理人道ヲ明ニスヘキ事  
 第三条 一 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事  
 右ノ三条兼テ之ヲ奉体シ説教等ノ節ハ尚能注意致シ  
 御趣意二不悖様厚相心得可申候事 (『日本近代思想大系—宗教と国家』 P446) )

十一月四日庄屋敷村派出／幸田井上植嶋立川新宮／氏神春日神社二おいて聴衆百五十名

みきの自筆である「おふでさき」は明治2年から15年まで和歌体で1711首が書かれ、明治16年にその存在を警察から咎められたため、焼いて無くなったことにされましたが、実際は弟子の間で書き写され、大正年間に入ると活字体で製本、若干の註釈が付いたものが教会本部以外から出版されるようになりました。このような状況の中、「間違った解釈をせられて、今日迄本教は随分迷惑を蒙った」ので「歴史的事実を詳しく調査」して「完成に近い、肯定解釈を得た」のが、昭和3年に天理教教会本部から公刊された『おふでさき附釈義』です。この時に付けられた釈義－註釈は現在でもほとんどそのまま踏襲されています。

ただ、少し考えれば分かることですが、①明治維新後の神道国家体制が作られていく過程で弾圧を受けた中山みきの著作が、その国家体制が存続しさらに強化されようとしていた昭和3年という時点で、国家に配慮せずに正確な解釈を付すことはみき存命中と同様の弾圧を受けることは明らかです。

また、ここまで見てきたように②中山家では神道国教化に積極的に協力する秀司とそれに反対するみきとの間には対立があり、「おふでさき」がそれをみきの側から秀司にそのやり方の変更を求めるといった内容であれば、正確な解釈はさらに困難です。

さらにいえば、③「おふでさき」で示された改善項目をほぼ無視して、昭和3年時点での教団体制、教理が出来てしまっており、正確な解釈は現状を否定することになってしまいます。

以上のような解釈上の問題点が明瞭化しないように昭和3年の釈義は作成されています。ですから、正確に「おふでさき」を読むためには、以上3点を常に頭に置いておく必要があります。

おふでさきを本当に研究するには、御教祖の実生活を詳しく承知してゐなければ、時には大変な間違った解釈に陥るのであります。又事実左様した間違った解釈をせられて、今日迄本教は随分迷惑を蒙ったのであります。それで今回は歴史的事実を詳しく調査すると共に、成るだけ確定的な解釈を与へなければならぬと云ふので、殆んど埋ってゐた事実などを調べた上、大体に於て完成に近い、肯定解釈を得たのであります。

(「おふでさき講習会録」P14.1928 〈『みちのとも』昭和3年11月20日号〉)

〈おふでさき1号〉

19. このさきハ上たる心たん／＼と 心しづめてハぶくなるよふ

20. このハほくむつかしよふにあるけれど だん／＼神がしゆこするなり

この2首のお歌について『おふでさき註釈』は明治2年頃の不安定な国情に対し安定を願ったものとしています。昭和3年の「おふでさき講習会録」では「皇室尊崇の道を御説き下されたもの」との解説がついています。

この「註釈」について木村義為氏(天理教分教会長)はこの時期すでに天下の趨勢は決しており、ここは国情ではなく、「内」のことではないかと言っています(『天理教学研究』17号.1967)。「内」とは誰でしょうか。

「おふでさき1号」が書かれた明治2年の頃、中山家の当主はみきの長男秀司であり、新政府の神道国教化政策に協力しています。この秀司のやり方、考え方に修正を求め、秀司、みき親子の「和睦」を求めたと解釈するとこの後の1, 2号の内容が大変理解しやすくなります。

昭和42(1967)年頃まで、『天理教学研究』は本部解釈と異なる一般教会長の独創的な論文を掲載していた。

《19. これからは、上に立つ人々は、心を平静にして互に融和しなければならぬ。／ 20. この融和は難しいようであるが、次第に親神が守護するから、やがて実現するに違いない。／ 註 当時即ち明治二年の頃は維新創業の際で、人心不安で疑惑深く、表面新政府に帰順しながら、内心歴代君侯の恩を思うてひそかに事を謀る者があり、果して平穩に藩籍奉還が実行出来るかと憂えられた位であった。右二首のお歌はこの国情に対して、親神様は、将来人心必ず一に帰して安定す可きを念い、月日親神様の守護もまたそれにある事を述べられたものである。【『おふでさき註釈(現行版)』天理教教会本部】

《19, 20のお歌は明治二年頃の不安な社会状態を御覧になって其赴く可き道を御示し下されたものであります。—中略— 親神様としてはこれを非常に御心配になって、國民全般が朝廷を中心に心を一つにしなければならぬと御さとしになったもので御座ります。我國は建國の昔より皇室を中心として進んで参りましたもので、一時政治の権力は武門に移った事がありましても、統治の中心は天皇にいたのであります。國民としては飽く迄皇室を中心に團結して行かなければ強固なる國家を形成する事は出来ないものであります。19, 20の御歌はこれを我々國民全般に御示しになり、皇室尊崇の道を御説き下されたものであります。》【「おふでさき講習会録」『みちのとも』昭和3(1928)年11月20日号P24】

1号29に「やしきのそうじ」という言葉が出てきます。また、34には「あくじ」、39には「正月三十日とひをきりて」とあります。この部分の通説は、「秀司にはおちゑという内縁の妻がいて屋敷に同居していた、この人は屋敷に因縁のないもので、これが〈あくじ〉であり、正月30日には屋敷から出ていくようにと仰せられた、これがやしきのそうじである」というものです。これは昭和3年の『おふでさき釈義』に書かれています。これが「やしきのそうじ、あくじ、正月30日」の天理教教会本部の解釈だと私は思っていました。ところが、最近はどうもそうではないらしいのです。昭和3年の釈義の主要部分は昭和12年の改訂の時に削除され、現行の『註釈』では「やしきのそうじ」については何の説明も付いておらず、正月30日におちゑを屋敷から追い出すこと程度に話が縮小しているのです。また、『稿本天理教教祖伝』には、「おちゑ」に関する記述は一切ありません。当然「やしきのそうじ」についての記述もありません。昭和3年の解釈では、嫁と姑の諍いで、姑が嫁を追い出す話になってしまいます。

そもそも、大正年間出版された『おふでさき』の本を読むと、おちゑという人はお屋敷には住んでいなかったようです(『評註御筆先』大正5年P7。『御筆先』大正14年〈安江本〉P6)し、たとえ住んでいたとしても、秀司の子の母(秀司の妻)である人が同居していることが何で「あくじ」なのか説明できません。

では、「やしきのそうじ」とは何でしょうか。当時中山家のつとめ場所には慶応3年から吉田家から許可を得て秀司名義での神道式祭式が置かれて

29. このたびハやしきのそふじすきやかに  
したゝてみせるこれをみてくれ
31. これまでのざんねんなるはなにの事  
あしのちんばが一のさんねん
34. りいふくもなにゆへなるどゆうならハ  
あくじがのかんゆへの事なり
39. 一寸はなし正月三十日とひをきりて  
をくるも神の心からとて

いました。

慶応4(明治元)年に吉田家の執奏が廃止されても、その祭式はそのままで、秀司は「中臣祓詞」の言葉を新政府の神道政策に合わせて改編しました。ただ、この祭式はみきの教えとは無関係なものであり、みきに助けを求めてくる人々は、本来ならみきの話が聞けるつとめ場所で、神道国教化に沿った神道の儀式を見せられるという何とも矛盾した状況にありました。これを打開するには神道式祭式を撤去して、みきの話を聞ける場所に戻すしかありません。このように考えると、「やしきのそうじ」とは「神道式祭式」の撤去で、「あくじ」とは新政府の神道政策であり、それを正月中に実行せよということではないでしょうか。

26の註釈【昭和3年釈義】

《註 教祖様の長男秀司先生は、長年患うておられる足部の疾患が容易にいけないで、時々痛みがはげしくなる。教祖様はこれに対して、病気ではない、親神様の御意見だから、十分さんげして心を改めるよう教戒せられ、又先生が当時同棲して居られたおちゑと云う婦人は屋敷に因縁のないもので、親神様の思召しにかなわないものであるから、早く別れるようにと度々ご注意を与えられたが、余りに近い親子の間柄であるから、先生にはそれが御教祖を通じての神意と悟れず、唯親の意見位に思ひ且其婦人は正妻があつての妾ではなく、親神様の御許しこそないが、永年添うて居る謂はゞ内縁の妻であると云ふ考で依然として親神様から見て埃であるその内縁関係を絶って足の病気を直して頂かうとはせず、其まゝにして居られたが御教祖は此年(明治二年)正月三十日までにはどうしても手を切つて音次郎という子と一緒に実家へ送り届けねばならぬと日を定めて、それ以後は屋敷内に置くことを許されなかつた。何故に御教祖が斯くも厳しく仰せられるのかと側近(そば)の人々は怪しんだが、親神様は屋敷の掃除をお急き込みになつて居られたからである。それでは秀司先生はそれほど埃の多い方であつたかと云ふに決してさうではない。これは親神様が天啓の教えを説く雛型道具として御教祖肉親の子である秀司先生を特にお使いになつたのである。人類の真実の親である天理王命が初めて此世に顕現される最初の機縁を造られたのも此秀司先生の足の患ひであつた。即ち秀司先生の生涯は因縁によって選ばれた貴い受難者の犠牲である。以下、秀司先生に対する親神様の厳しいお諭しは、秀司先生個人に対する御意見と考えず、それを雛形にして、総ての人々に教戒せられたものと解しなければならない。》

※現行の26のお歌の「註」は、昭和3年版のゴシック体の部分が削除され、削除された部分に「屋敷の掃除をお急き込みになられたのである」が挿入されている。この削除、挿入は昭和12年の改訂の時に行われ、そのまま現行版に引き継がれている。

《〈29現行版註釈〉この度はちばの理を明らかにするために、屋敷からほこりをさっぱり払い除けてしまうから、みなよく承知しておいてくれ。》

《〈39現行版註釈〉註 秀司先生は長年独身で正妻無く、おちゑという内縁の妻があつて、音次郎という子まであつた。そしてお屋敷に同居せしめておられたが、これは元々親神様の御思召しに添わぬ悪事から始まったものであつたからして、このおちゑを実家へ送り帰えすようにと仰せられたのである。》

## 2号1～4

### 秀司がみきの期待に応えたら という仮定の話

1. これからハをくはんみちをつけかける せかいの心みないさめるで
2. 上たるは心いさんでくるほとに なんどきにくるこくけんがきた
3. ちやつんであとかりとりてしもたなら あといでるのハよふきづとめや
4. このつとめとこからくるとをもうかな 上たるところいさみくるぞや

2号の冒頭は大変に陽気で明るいイメージを持っています。ここの解釈として「上=政府」とするのが通例ですが、これでは八島英雄氏のように維新政府は開明的で、教祖の教えを政策として実行するかもしれないというような解釈や、上田嘉成氏のように警察が勇んで取締りに来るといったよく分からない見解が導き出されてしまいます。

ここは1号19と同様に「内(中山家)の上」という意味で、「上=秀司」と考えると大変分かりやすくなります。秀司が「やしきのそうじ—神道的祭式の撤去」を実行したならば、ということが前提にあって、その結果として秀司が中心になってつとめが行われるという希望の見解が表明されているのです。しかし実際は秀司はそのようには動きません。そのため2号は現状を嘆き、その修正を求めていく内容になっています。

《 高山の方も難渋たすけに目覚めて平等思想の方に進んでくるといような希望が、この明治二年三月には出てくるのです。／ それはこのおつとめに対して、高山が開明思想をとるならば弾圧はしないだろう。大名廃止、かごかき廃止と前々から身分差別撤廃を進めておられた教祖から見ますと、この明治維新によりまして、開明的な政治体制ができるのではないか、という希望も持っておられたのです。》(『ほんあづま』416号.P20.2003.八島英雄)

2号1～4についての『おふでさき註釈(現行版)』の説明は、「おふでさき」の和歌体を単語などはそのままに散文体に直ただけで、意味内容の説明をしていません。これは昭和12年版も同様で、昭和3年版のみ、2-3に「註」があって、秀司の具体的な内容が記されていました。

《 「上」というのは、上に立つ人々、即ち政府であるとか、県庁であるとか、警察にたずさわる人々とかです。…その「上」(カミ)というのが、県庁とか警察であって取締まりの主体になってまいります。そういう人々の心が勇み立ってくる。何時やってくるかも分からん。親神様の目から御覧になると、警察が取り締まりに来たり引っ張りに来たりするのは、矢張り勇んで出て来るわけです。》(『おふでさき講義』P27.上田嘉成.1973)

【『おふでさき附釈義』昭和3年.天理教教会本部】  
2-3釈義 註 一説に秀司先生のあくじを払い正妻松恵様を迎へ、子女の生まれるゝ楽しみを指さるとも云う。

2号11—秀司はみきの言動を病気の仕業として相手にしないことに対する怒り  
2号13～16—つとめ場所が神道祭式に占領されてみきが話をする場所がない

11. 一寸はなしのぼせかんできゆうている やまいでハない神のせきこみ  
13. はや／＼とをもてでよふとをもへども みちがのふてハでるにでられん  
16. このはなしなんの事やとをもている 神のうちわけばしよせきこむ  
18. なにゝても神のゆう事しかときけ やしきのそふぢでけた事なら

2号11のお歌について『おふでさき註釈』は信者である辻忠作の娘らの話であるとして、忠作の信仰が鈍ったので嫁に行っていた娘が気の間違いで離縁された、それをみきに諭され、再び熱心に信仰するようになったら、娘の気の間違いも回復し復縁したという話を載せています。これは明治2年に書かれた「おふでさき」1号、2号の内容から見てとんでもなくかけ離れた解釈と言わざるを得ません。

このお歌についてももう少し時代状況に合わせて解釈してみたいと思います。1号で「やしきのそうじ」をするようにとみきは言っていたのですが、18に「やしきのそふぢでけた事なら」とありますから、2号が書かれた3月になってもそれは「正月30日」と日を切ったのに実行されていなかったわけです。これではみきが怒るのも当然です。その状態を秀司は「のぼせかんでき（「のぼせ」は逆上、「かんでき」というのは七輪の事で、カンカンになって頭へ来てしまっ居ること）」と言っているのです。それに対してみきは「やまいでハない神のせきこみ」であると反論しています。

こうになってしまうのは、秀司が、「しんぢつ神の一ちよふ」を「といてきかせどまだハかりない」（2-12）からで、また、みきは親神の教えを表に出そうと思うのだが、つとめ場所では、神道式祭式が祀られていて説くことが出来ない、「みちがのふてハでるにでられん」（2-13）というのです。

だからといって、これまで真実の神の話をここで説いてきた経緯がある以上、他の場所で説くわけにもいかない、「ほかなるところでつけるとこなし」（2-14）なわけです。

そこで16の「このはなしなんの事やとをもている 神のうちわけばしよせきこむ」が出てきます。要するに神道式祭式をつとめ場所から撤去して慶応3年以前のようにそこでみきが話を説けるようにせよというわけです。これで1号2号でみきが言わんとすることがつながります。ところが、『おふでさき註釈』はとんでもない解釈をそこに付けています。

## 教会設立の話にしてしまった『おふでさき註釈』

現行の註釈にある「各々三十一カ所宛、都合九十三カ所」云々という話は昭和12年版から登場するもので、昭和3年版にはありません。もし教祖が「おふでさき」の解説として註釈にあるような話をしていたとすれば、当然3年版にもあってしかるべきかと思えます。

2012年頃に「おふでさき」研究者の芹沢茂氏が、「『神の打ち分け場所』の本部解釈には、編集された上田嘉成先生(1908年出生)の解釈が入っていると思われる。何を根拠に内・中・外各31か所、辺鄙な所1か所の話が出てくるのか？ 40年祭(大正15<1926>年)倍化運動の一環としての印象がある」と話していたそうです。

### 『おふでさき註釈』現行版.2号16

16. 今諭した話の真意は、何処にあると思う、それは国々所々に打ち分け場所の出来るのを急ぐのである。

註 うちわけばしよとは、打ち分け場所で、将来は内、中、外に各々三十一カ所宛、都合九十三カ所出来ると仰せられた。如何に難病の者でも、その打ち分け場所を回っているうちに、病気を救けて頂くのであるが、そのうち一カ所は非常に辺鄙な所にある。しかし、これを略するようでは救からない。又、たとい途中で救かっても、車つえを捨てないで、結構に救けて頂いた事を人々に知らせて、最後にそれをおちばに納めるので、もし途中でそれを捨てたならば、一旦救けて頂いても、又元通りになる、と仰せられた。

下線の部分は昭和12年版、現行版にはあるが、昭和3年版にはない。

### 『おふでさき註釈』現行版. P20. 2号11の註

註 辻忠作の入信は文久三年であるが、その動機は妹くらの発狂からである。彼は一日縁家である櫛本の梶本家で、庄屋敷の神様はよろづたすけの神様であると聞き、初めて信仰する気になり、直ぐに教祖様のおひざ元に参って種々とお諭しを受け、信仰すると、くらの発狂はすっかり良くなった。そこで、彼はお道に熱心になり、くらはその後縁あって千束という所へ嫁入りした。ところが、その後彼は種々と家内に反対があったため、つい信仰が鈍り、当時は教祖様の方へ少しも運ばんようになっていたら、不思議にもまたくらが発狂して、縁家からもどされて来た。／ そこで、世間の人は、氣違いになったから不縁になったのだとか、いや、離縁されたから逆上したのだ、とか、種々取沙汰をしていたが、それは、人間が普通に考えるように病気でもなければ狂気でもなく、教祖様から遠ざかっている彼を、再びこの道に引き寄せようとせられた親神様の深い思召しから手引きせられたのであった。この諭しを受けた彼は、成程自分は心得違いをしていたとさんげして、再び熱心に親神様の御用を勤めるようになった。すると、くらの発狂も忘れたように治まって、復縁出来るようになった。

## 3号1

「高山の説教」を「やしき」内から  
取り払え！

1. このたびハもんのうちよりたちものを はやくいそいでとりはらいせよ
2. すきやかにそふぢしたてた事ならば なハむねいそぎたのみいるそや
3. しんぢつにそふぢをしたるそのゝちハ 神一ぢよで心いさむる
4. だん／＼とせかいの心いさむなら これがにほんのをさまりとなる

「たちもの」が意味するのは、「三条の教則説教」か「掘立柱六畳」か

おふでさき3号は、その表紙に「明治七年戌年一月ヨリ」とあります。これは、秀司の筆になるもので明治6年に改暦された陽暦です。

3号には、明治7年6月18日（陰暦5月5日）、みきが前川家へ神楽面を取りに行った時、「おふでさき」4号と共に差し出されたものがあります。これは外冊と呼ばれて、1から47までのお歌が記されており、その何ヶ所かに、日付が書かれています。この日付は、みき自身が書かれたもので、陰暦です。

日付は、5番のお歌の右上に、「十月三日」とあるのが最初で、42番のお歌のところに「十八日」とあるのが最後です。この「十月三日」は、明治6年で、陽暦では、11月22日になります。三号の表紙には、「一月」とありますが、実際に書き始められたのは、前年の11月下旬からなのです。

明治6年11月4日には、すでに述べたように中山屋敷内（つとめ場所）で石上神社（神宮）主催の三条の教則に基づく説教が150名の聴衆を得て行われていました。その月内におふでさき3号は「このたびハもんのうちよりたちものを はやくいそいでとりはらいせよ」という言葉で書かれ始められます。

おふでさき1、2号が明治2年に「やしきのそうじ」ということをテーマに書かれ、それからほぼ4年間おふでさきは書かれませんでした。その間、お秀の葬儀は神葬祭で行われ、明治6年には行政の末端職である戸長に秀司が就任し、11月には中山屋敷内で三条の教則説教が行われた直後に3号が書かれたのですから、そこに何か関連がありそうなことは容易に想像が出来ます。それゆえ、石上神社の説教資料を天理図書館の近世資料群から見つけ出した池田士郎氏は何のためらいもなく、その資料と3号の冒頭を結びつけます（「原典成立とその時代」P188.『教祖とその時代』1991）。

ところが、『おふでさき註釈(現行版)』は「親神様は、教祖様のお住いになる建物の建築を急ぎ込まれた。そこで、この年には先ず門とそれに続いた住居と倉の建築を始められた。それには屋敷内の地取りをせねばならぬが、その当時屋敷内には邪魔になる建築があったので、それを取り払うて早く屋敷内の掃除をするようにと、急がれたのである」という説明を付けています。この説明は昭和3年版でもほぼ同様です。確かに明治7年以降に敷地内にあった「掘立柱六畳」という建物を撤去し、「中南の門屋」が明治8年に出来、みきはそこで明治16年まで暮らすことになりました。なぜ、こういうことになっているのでしょうか。

《「教祖、中山みきは神である」という大前提》

天理教の大前提は、「教祖は中山みき」ということです。中山みきは「神様」であり、それゆえに「たすけ」を求めて人々は中山家に集まってきます。秀司はその代表者であるからこそ戸長にもなれ、国策に沿った三条の教則説教の会場として中山家も使われ、寄り来る人々が持って来るお金も秀司の懐に入るのです。そして「おふでさき」は「神言」です。「神言」であればそれは実現されなければなりません。

「おふでさき」1号に〈65. これからハ心しいかりいれかへよ あくじはろふてハかきによほふ〉というおうたがあります。これはみきが秀司の嫁を世話しようということ、目当ての人がいたようなのですが、その人の親に30歳も年が離れた男に娘をやれるかと断わられてしまったようなのです。この話は『御教祖とその門人—山中忠七翁』に出ています。

断られたそのままでは「神言」が間違っていたことになってしまいますから、秀司とその周辺の人には「おふでさき」に書かれている条件である「ハかきによほふ」(1-65)と「五人あるなかのにゝんハウちにをけあと三人は神のひきうけ」(1-68兄弟の数、5人)に合う人を探して「神言」を実現させてしまいます。

【『御教祖とその門人—山中忠七翁』P105.山中忠正編.三才社.大正12年】

御教祖は明治の初めの頃、忠七翁の娘、こいそさんを頻りと御息の秀司先生の嫁に出来ないか懇望させられ遊ばされたので、御教祖の御弟様の前川半衛兵様の奥様の、おたきさんが度々忠七翁の宅へ来て、話をされたのでありました。所、忠七翁は、『この位人に笑はれて居る中を若しそんなことをしたなら人がどんなにいふて笑ふかしのれない。年齢もづつと違つて居るのに』といふて承知が出来なかつたのでありました。

※「ハかきによほふ」として秀司の嫁になったまつゑの兄弟は5人で、山中家のこいその兄弟(夭折者を除く)も5人である。  
※秀司の「内縁の妻」とされるおちえはこの「ハかきによほふ」のお歌が書かれる時にはすでに亡くなっていたらう。でなければ、みきが2重婚を勧めたことになってしまふから。

天理教団にとって「神様である中山みきの神言は必ず実現される、あるいは実現された状態が現在である」ということは信者に対する建前として絶対に必要なことなのです。実際はみきの言うことなど「のぼせかんとてき」程度にしか聞かず、自分の「心しいかりいれかへ」る気などないのに、実現しているように見せかけるためには、みきの言う意味を別の意味に変える、解釈を変えるということです。

それが行われたのが、主に①「おふでさき」が書かれた時と、②注釈を付けて出版した昭和3年です。①の例としては、1号65の「ハかきによほふ」であり、3号1の「たちものを・・・とりはらい」ではないかと思えます。本当に建物を取り払い新しい建物一門屋を建ててしまったのですから。②の例としてはここで紹介した1号2号の解釈などでしょうか。ただ、どんなにみきの真意と違った現状肯定的な解釈を付けても、その本来の意味はどこかに残るようです。この3号1の例で言えば、『評註御筆先』(大平隆平・大正5年)には、3号2の解釈として《なわ(縄)とはたゞす(正す)とかなほし(直し)はかる(度る)とかのり(法)とか云ふ言葉である。なわむね(縄棟)は即ら(原文のママ)直棟にして真直の棟即ち正法をさして云ふ。従つて此の一篇の歌旨を簡単に云へば曲がれる道を直くせよと云ふことである。》と書かれています。「教祖は中山みきである」ということを建前ではなく、実質にすることが「天理教」再生の唯一の道でしょう。

一、この度は屋敷の内から、道の発展上邪魔になる建物を取り払うて了え。

註 親神様は、教祖様のお住いになる建物の建築を急き込まれた。そこで、この年には先ず門とそれに続いた住居と倉の建築を始められた。それには屋敷内の地取りをせねばならぬが、その当時屋敷内には邪魔になる建築があったので、それを取り払うて早く屋敷内の掃除をするようにと、急がれたのである。

二、速やかに残る隈なく屋敷の掃除が出来たならば、なわむねを急いで張るように。

註 なわむねは、建築をする場合になわを張つてその位置を示すもの。

こうして新しく建築せられた建物は、明治八年しゅん工し、教祖様は同年から十六年まで、そこで教を説かれ、その後久しい間運び場所となっていた。中南の門屋と呼ばれていた建物が即ちこれである。

三、真実に掃除が奇麗に出来たならば、そのあとは道一筋になって心が自然と勇んで来る。

四、次第にこの道が弘まり世間一般の人々の心が勇んで来ると、親神の真意が人々の心に行きわたって、これではほんは円く治まるようになる。

明治6年までの金光教と天理教の状況についてみてきました。金光教の金光大神は、政府の宗教政策に対応しながら、「生神金光大神 天地金乃神 一心に願 おかけは和賀心にあり 今月今日でたのめい」という現在の金光教で神の目標(めどう)的役割を持つ「天地書付」を生み出しました。それに対して、天理教では政府の方針に従う秀司との葛藤に悩む教祖みきの姿が浮かび上がってきました。

この状況を打開するために、みきが取った方法は、「中山家」の外に飛び出して自己の教えを展開していくことでした。それは「御苦労」と天理教内では呼ばれる十数度の警察、監獄での拘留を招きました。

その後、金光教では明治16年に金光大神が亡くなり、同18年、岡山県より神道備中事務分局所属「神道金光教会」として認可されます。天理教は明治20年にみきが亡くなり、同21年、東京府から「神道天理教会」として認可されます。

年代	金光教	天理教
7年	01. 萩雄、宅吉へ「3年辛抱」との言葉あり。	『おふでさき』4～6号執筆。陰暦10月(異説あり)、大和神社事件起こる(弟子、祭神を問う)。12.23 みき、中教院より呼び出し、山村御殿に行く。12.25. 中教院、中山屋敷にあった神道式祭具を撤去。
8年	佐藤範雄入信。	09.26 みきと秀司、奈良県庁より呼び出し。09.27. こかん没。
9年	10.16. 巡査来所。10.19. 「敬神教育願」を県に提出。 10.23. 巡査来所、医療行為の妨げを警告、提灯等神前から撤去。10.26. 県庁より「願」につき指令有。	秀司、5月奈良警察より召喚、40日留置かれる。
10年	02.15. 巡査来所、「指令」を要確認と指示。 03.03. 参拝者に説諭のみ、「天地書附」下げ渡し中止。 11.04. 川手父子の宮建築の申し出あり。	秀司、真明講結成
11年	萩雄(文治の四男)、村の氏神社(賀茂神社)の祠掌に就任し、賀茂神社の付属社として素戔鳴神社の認可下りる。素戔鳴神社の御札発行と中止。	02.25堺県へ蒸気浴フラフ御願。守屋筑前09.03没

年代	金光教	天理教
12年	07.28. 萩雄、教導職試補になる。	
13年	02.06. 佐藤範雄、教導職試補試験合格、03.22. 神宮教教師補辞令。07.31. 教導職になること否定の神言あり。 11.20. 金神社の場所を木綿崎山と決定。	09.22(陰08.18) 転輪王講社開筵式。 講社名簿できる。大和584名、河内・大阪858名、計1442名。
14年	03. 素戔鳴神社の社号改称を県に出願、却下。 11.11. 素戔鳴神社の場所を木綿崎山と決定。	<u>04.08秀司没。</u> 09.18山澤良治郎(良助)警察より呼び出し。 10.07(陰08.15)みき他5名、丹波市分署へ拘引、過料。
15年	09. 素戔鳴神社の敷地の基礎工事着手。 11.20. 皆神になるような宮の建て方を指示。P356	02. みき他6名、奈良警察より呼び出し、過料。 05.12(陰03.25)かんろだい石2段、みきの衣類など没収。 09.22. 新治郎に家督相続。 10.12～10.26の間、毎日つとめ。10.27(陰09.16)警察が転輪王講社関係の道具を撤去。10.29 みき他5名、奈良警察より呼び出し、奈良監獄署収監。11.09出署、出迎えに千数百人。11.10 まつゑ没。まつゑの死後、蒸気浴、宿屋廃業。 飯降伊蔵11.08～11.18まで、帯解分署、及び奈良監獄に収監。

年代	金光教	天理教
16年	<p>02.26. 素戔鳴神社敷地等の工事中止。</p> <p>05.31. 広前(神前)での神勤を萩雄に任せる。</p> <p>07.12. 文治、神道大阪事務分局の金山彦尊の分霊勧請を拒否。</p> <p>10.10. <u>金光大神、没。</u></p> <p>12.01. 佐藤範雄、神道広島事務分局を訪問、五等宣教師となる。</p>	<p>03.24. 新治郎、丹波市分署に呼び出され手続書。</p> <p>06.01. 新治郎、巡回の警官に手続書を書かされる。</p> <p>06.19. 山澤良治郎没。</p> <p>08.15. 三島村で雨乞いつとめ、みき拘引留置、過料2円40銭。</p>
17年	<p>05.14. 「素戔鳴神社」を「金之神社」に社号変更認められる。</p>	<p>03.24. みき、奈良監獄に12日間拘留。</p> <p>08.18. みき、奈良監獄に13日間拘留。</p>
18年	<p>06.13. 岡山県より神道備中事務分局所属「神道金光教会」設立認可。</p>	<p>05.22. 中山新治郎に教導職補命。</p> <p>05.23. 神道直轄六等教会設置許可。</p> <p>06.18. 大阪府へ提出の天理教会結収願、却下。</p>
19年		<p>02.18. みき、12日間櫛本分署拘留。</p> <p>05.28. 神道管長代理他数名、中山家に来所、新治郎他6名の連署で五カ条の請書提出。</p>
20年		<p>02.18. <u>中山みき、没。</u></p>
21年		<p>04.10. 神道天理教会、東京府から認可。</p>

みきは自分の主張を外に表明し、政府と対決する姿勢を鮮明にした。

明治7年6月23日、大和神社では過去にご神体が火災で焼失したとの理由で「玉一顆ヲ大国魂神、鏡一面ヲ御歳神、剣一口ヲ八千戈神ノ御霊代トシテ」取り替える儀式を行いました(『大和志料』)。大和神社はもともと国津神である大国魂神を祀る神社なのですが、この時、天皇家の三種の神器に御神体を替えてしまったわけです。これを問題にして、みきは弟子二人を大和神社へ問答に行かせます。そして「神職達は、守護の点については一言も答える事が出来なかった」(『稿本天理教教伝』P113)という状況に至り、ここからみきの取調べという事態に発展し、明治19年の櫛本分署での留置までの御苦労が始まります。

みきはなぜ弟子を大和神社に行かせて、結果的に警察に拘引留置されるようなことをしたのでしょうか。ひとつは、「おふでさき」で「やしきのそうじ」といわれた「神道式祭式」の撤去を秀司がしないので、中教院の手によってなさしめたということがあります。

もうひとつは、中教院が「天理王(※この時はまだ「てんりん王)」という神は無い。神を拝むなら、大社の神を拝め」ということに示されているように、明治維新後に新政府が神道国教化の中の「神」は、みきが「みかぐらうた」や「おふでさき」の中の「神」とは違うわけです。みきは維新以降それを感じ取っていたわけですが、中山屋敷内で三条の教則説教が行われるに及んで「自分の神」が国の「神」とは違うことを外に明確に主張したということです。明治7年の一連の動きの後、みきは「自分の神」が「国の神」とは違うことを示すために、「自分の神」の名を「月日」に変えます。「このよふのしんぢつの神月日なり あとなるわみなどふくなるそや(6-50)」なのです。

## 中山みきの神の世界

このよふのしんぢつの神月日なり  
あとなるわみなどふくなるそや

国の神  
「道具(どふく)」

いろいろな  
「道具(どふく)」

いろいろな  
「道具(どふく)」

いろいろな  
「道具(どふく)」

いろいろな  
「道具(どふく)」

明治6年2月18日に戸長より神前の物の撤去を命じられて、一時中断した金光大神の取次ぎが、3月21日から再開されました。その後しばらくは平温に過ぎていったのですが、明治9年10月16日に巡査が様子を見にやってきました。そして10月23日に再度巡査が来たので、明治6年に戸長より神前のつとめの内諾を得ていると伝えたところ、巡査に、規則が変わったのでそれは無効であると警告され、広前(神前)にあった提灯、供え物、賽銭箱などが片付けられました。

最初に巡査が来たあとに、「敬神教育之儀ニ付御願」という「敬神愛国ノ旨ヲ奉戴シ」といった文言がある文書が金光大陣(「大陣」は「大神」の戸籍名)の名前で岡山県に提出され、2回目の巡査が来た後に県から、自身の信仰崇敬を語ることを許す認可が下ります。認可が下りた二日後に金光大神は「神の喜ばんこと」と書いているので、この文書の提出が金光大神の意志かどうか疑わしいようです。

明治11年には金光大神の息子である菘雄を氏神社である賀茂神社の祠掌にする村内の動きがあり、存続が危ぶまれていた「金神社」を賀茂神社の付属社とする出願書が県に出され、祭神を「素戔鳴命」としたことから、「素戔鳴神社」という名称で許可が出てしまいます。そのため、明治13年には、祭神を大日靈貴命(天照皇大神)、素戔鳴命、思金神、金山彦尊と増やして、「金神社」に変えようとしていたりしています。

この神社は、慶応年間の白川家への神主申請の時から実体はなかったので、その建築の場所として明治14年にやっと金光大神広前の東側、木綿崎山に決まります。15年に敷地の基礎工事が始まるのですが、16年には中止となります。その理由として『金光大神』(P358.2003)は戸長の区域割が変わり、従来大谷村の戸長だった川手与次郎がその役を外れることが影響したのではないかと記しています。

明治7年以降の金光教は、村役人や金光大神の息子の動きなどが前面に出て、金光大神の意向はその後ろに隠れてしまっているような印象を受けます。

敬神教育之義二付御願

備中国第十七大区浅口郡  
拾式小区大谷村  
金光大陣

一私義、従前神官相務居候処、去ル明治五壬申年一般御  
廢シニ相成、其以來神務之義ハ一切相止居候得共、在

政府ノ御布令ヲ守リ下ハ衆人ニ接シ廉直和親一家至睦  
スレハ、則人タルノ道ナリ。悪事ニ交ラス誠心ヲ起シ  
信仰スルモノハ、神明ノ加護ヲ受、自力ヲ病患諸ノ災  
厄免ルヘシト説諭施行仕候処、放職ノ後ハ断然棄廢ト  
雖モ、前条廢職ノ事実知ラサル処ヨリ、遠人時ニ慕来  
モノアリ。依テハ前頭ノ如キ信仰教育ヲナサハ、人民  
保護ノ一端ニモ可相成ト奉存候間、素ヨリ神官僧侶之  
教導ニ紛敷義、且ハ金錢貪欲等之義ハ曾テ不仕候。各  
人民ヘ対シ唯信心教育ヲ施候義奉願上候間、此段御採  
用被成下度、只管奉懇願候。以上。

明治九年十月十九日  
岡山県令 高崎五六殿  
金光 大陣 (印)

前書奉願上候処、相違無之候二付、奥印仕候也。

副区長 牧 丈平 (印)  
同 田村護三郎 不在  
戸長 荒木耕四郎 (印)

23 十二日、岡山願い書付下がり。氏子はよいと思ひ、神の喜ばんこと、と仰せられ。大神宮まつ  
ると申して願ひ、下がり。

『金光教教典』126頁

職中特別二天照皇太神宮ヲ奉崇敬信仰スル処ヨリ、庶  
人其加護ヲ受ント欲シ、来人ニ接シ説諭スルニ、今神  
明ニ対シ其加護ヲ受ントナシ、稽首百拜スルトモ、人  
道ニ悖戻スルトキハ、如何程祈願ストモ、其效曾テ有  
可ラス。信心トハ何ソヤ。信ノ心ヲ専務トシ、敬神愛  
國ノ旨ヲ奉戴シ、諸ノ神明ヲ崇敬シ、上ハ

(指令案)

九年十月廿六日 十四等出仕 伊東与一郎 (印)

第一課 (印)(印)(印)(印)

御上京中  
参事 即日濟  
六百六十二号

敬神願之件

右は、別紙之通願出候二付檢閲候処、穿考候得は、到底  
医薬之妨ヲ為シ且教導職ニ紛敷所業ニ立至ラントモ難見  
切候得共、願文上ニ由レハ、斯迄見認候程不正之所業ニ  
モ無之、且曩日髣髴タル出願者へ御指令之次第モ有之候  
二付、一先左案之通御指令相成置、若シ教導職ニ紛敷所  
業或ハ愚民ヲ惑乱致ス等不正之挙動有之節ハ、直ニ御差  
留之御沙汰相成可然。因テ御指令案左ニ奉候候也。

御指令案

書面願之趣、訪人ニ対シ己レ一箇信仰崇敬之旨意相語り  
候迄ノ義ハ聞置届候へ共、信心教育施行教導職ニ紛敷所  
業ハ不相成候事。

明治9年「敬神教育之儀二付御願」

申請書類には村の役職者が判を押しており、大谷村にとって金光大神の存在は、大きな意味を持っていたことを感じさせます。

これは、教祖が、神主職を失って以後の経緯に触れながら、「信仰教育」に対する認可を求めたものである。同月のうちに、「教導職に紛らわしき所業は相成らず候」という但し書きが付され、神勤の許可が下る。それについて、教祖によって記された「お知らせ事覚帳」には、「氏子はよいと思ひ、神の喜ばんこと」と記されており、そこからすれば、この文書の提出は、必ずしも教祖の意によるものかどうかは判断しがたい。いずれにせよ、この「敬神教育之義二付御願」は、布教資格を失って以後、初めての布教公認請願文書であり、内容的にも、宗教政策との整合性が図られている点など、教団組織形成の上で注目される。 (『教団史基本資料集成.上巻』P11. 2001)

《史跡として残されている「金之神社」跡地》  
そばにその由来と金光教にとっての意味が記された説明文がある。



# 史跡 金乃神社

布教公認を得るための社殿建築を神命により中止した金光大神〈文化11(1814)年—明治16(1883)年〉の晩年から帰幽後にかけて、日本古来の神しか認めない当時の宗教政策の中で、昔からあった神社を再興すると願い出て、明治11年6月に金神社の存置が「素盞鳴神社」の社号で認められ、次いで明治17年3月には、社殿がないままに「金之神社」の社号で社名復旧と祭神増加(下記)が認められた。このことを手がかりに信徒の結収を図って「神道金光教会」の設立、教団独立へと歩みを進めた。

こうした経緯から明治23(1890)年には、岡山県当局から、神社存続の条件として実際の社殿を求められ、当時の教団として急ぎ建築したもので、明治24(1891)年以降大正8(1919)年に第一世管長(金光萩雄)が帰幽する頃までは、この境内で大祭が仕えられた。

以降、管長家子孫によって宗教法人「金乃神社」として営まれた時期を経て、歴史的使命を終え、老朽化によって平成21年に解体撤去された。

「史跡 金之神社」の碑の横にある説明文。  
明治7年以降は「敬神教育之儀ニ付御願」の文書や「金之神社(素盞鳴神社)」(当時は名前だけで実体はなかった)の存在によって弾圧を免れ、明治18年の「神道金光教会」認可に際しては「金之神社」を崇拝することとなっています。

神道金光教会規約緒言

夫れ本会講社を結収する所以たるや、教祖金光大神三十余年間誠を凝らし、真正を以て天地神慮の随々下に掲る条々の教旨を立られ、以て教諭せられたるより、実に千有余年來の迷夢を覚して惟神の正道に帰し神恩を拝戴するもの日一日より巨多なり。茲に於て金光教会講社を結び教祖の遺志を拡張し倍々敬神の信義を奮起せしめんとす。抑親睦協和恰も一家同胞の如く吉凶禍福を同ふし危難相互に救護して一視同仁の神慮に恃らず同胞の信義を欠かざるは人道の主眼にして神恩報謝の要務なり。故に信徒たる者は天性稟所の善念を拡充して神恩を報し以て文明の治を裨け、神州固有無上至尊の国体を明にし惟神の大道を遵奉し以て妖教邪道に惑溺せられず、盛衰榮枯吾神明に信賴し衆意合力安心立命の根柢を立つへし。依て顕には人たるの通義を達し幽には教祖と共に神たるの榮光を輝し顯幽一致安心立命の地を得、以て無究の幸福を享せん事を欲す。冀くは各自定分の義務を尽し黽勉従事して奉教の実効を奏せん事を。

明治十八年四月十五日

第四章 遺教

第五條 教祖三十余年間道のため国家のために教諭せられたる慎誠左の如し  
真道乃心得

- 一 神国の人に生れて神と皇<sup>カミ</sup>上との大恩を知らぬ事
- 一 天の恩を知りて地の恩を知らぬ事
- 一 幼少の時を忘れて親に不孝の事
- 一 眞の道に居ながら眞の道を履ぬ事
- 一 口に眞を語りつつ心に眞の無き事
- 一 我身の苦難を知らぬから人の身の苦難を知らぬ事
- 一 腹立は心の鏡のくもる事
- 一 吾心の角て我身を討つ事
- 一 人の不行状を見て我身の不行状になる事
- 一 物事に時節を不待苦をする事
- 一 壯健な時家業を疎にし物事に驕る事
- 一 信心する人の眞の信心なき事

右条々の旨を本会信徒たる者能々心得誤る事あるへからす

神道金光教会規約  
第一章 総則

第一條 三条教憲及慎誠十二条に則り惟神の大道を宣揚すへし

第二章 主神

第二條 日乃大御神  
月乃大神  
金乃大神

右三柱の神を本会の主神とし左右相殿に産土神教祖神靈を鎮祭す

第三章 拝礼

第三條 備中国浅口郡大谷村鎮座金之神社を尊信毎日敬拝すへし

第四條 毎日早天賢所神靈天神地祇歴代皇靈を遥拝すへし但し毎月一日は特に恭しく遥拝の式を行ふへし

第五章 誓約

第六條 三条教憲は終身之を謹守すへき事

第七條 惟神の大道を遵奉し生死を神明に信賴すへき事

第八條 異端邪説に惑ひ外教を信す間敷事

第九條 報本反始人たるの通義を達すへき事

第十條 猥に私意の祈念をなし神威を穢す間敷事

第十一條 人を怨憎し誹謗の事有る間敷事

第十二條 各其業を励み黽勉従事して国恩に報ゆへき事

第十三條 教祖の遺教慎誠に違ふ間敷事

第六章 名称

第十四條 本会を称して神道金光教会とす

第十五條 本会を総轄する所を称して神道金光教本部教会所とす

第十六條 一府県或は一國を分掌する所を称して神道金光教(地名)分教会所とし、一郡区或は一町村を分掌する所を称して神道金光教(地名)支教会所とす

明治18年  
「神道金光教会規約」

教祖、「金光大神」の名前が入っています。場所が「金之神社」になっています。

【解説】

制度に関する資料として採り上げた。／ 明治18 (1885) 年4月15日付で「金光教会講社結収之件御願」を神道管長に提出するが、これに添付されたものが「神道金光教会規約」(「教会神徳大意」、  
「神道金光教会規約緒言」、規約本文)である。願書は、備中国神道事務分局長・井上泰憲を経て、5月10日に管長に進達。6月2日付で神道管長・稲葉正邦より認可され、神道金光教会が成立する。いずれも神道管長の裁可を受けた資料原本が現存する。(『教団史基本資料集成上巻』50頁)

明治21年  
「神道天理教会規約」

この「神道天理教会規約」は、天理教の一信者であった一瀬幸三氏が東京公文書館で1982年に見つけたものです。

ここに教祖、「中山みき」の名前はありません。また、場所は東京府下谷区(したやく)になっています。

天理教教会本部は、この書類を公表していません。

神道天理教会規約

第一章 主旨

第壹条 本会ヲ名テ神道天理教会ト稱ス

第貳条 本会ハ神道本局ニ部屬シテ惟神ノ大道ヲ宣揚スルヲ目的トス

第三条 神道教規第二條ノ祭神ヲ奉戴シ殊ニ

国之常立神 豊雲野神

意富斗能地神 大斗乃辨神

游母陀琉神 阿夜訶志古泥神

伊邪那岐神 伊邪那美神

国之狭土神 月夜見神

右十柱大神ヲ奉教主神トシ表名祭祀ス

第二章 会則

第四条 本会ノ教務一切ヲ統轄スル所ヲ天理教会所本部ト稱ス

第五条 本会ノ教務ヲ分轄スル所ヲ某分教会所ト稱ス

但布教ノ便宜ト信徒ノ請願トニヨ

第十六条 隱怪ヲ説キ人蠱惑シ私利ヲ營ム等ノ所業ハ決テ爲ス可カラス

第十七条 入会ノ信徒ハ毎月些少金穀ヲ醸出シ之ヲ教費ニ充ツ可シ

第十八条 死ハ人倫ノ大故ナリ若信徒組合中ニ死者アラハ互ニ会葬ス可シ

但喪家ニテ飲食等ハ爲ス可カラス

第十九条 本会ノ役員ヲ定ルコト左ノ如シ

一 教會長

一 本会ノ教務一切ヲ総理ス

一 副會長

一 職務教會長ニ重ク若教會長事故アルトキハ代理タルコトヲ得

一 理事

一 會長ヲ助ケ本会ノ教務ヲ辦理ス

一 分教會長

一 會長委任ノ教務ヲ辦理ス

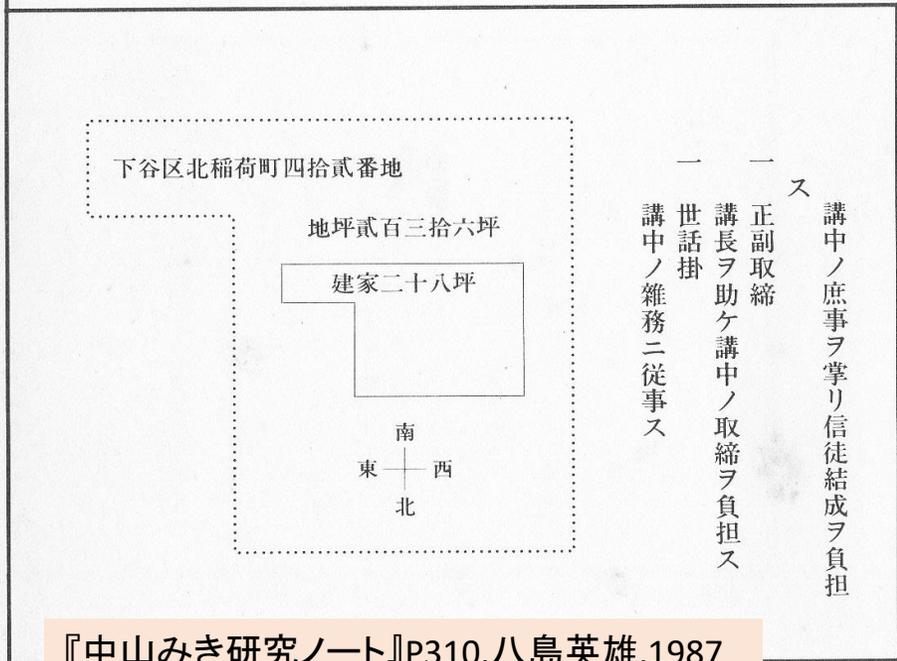
一 庶務掛

一 會長ノ命ヲ受ケ庶務ヲ負擔ス

一 會計掛

一 會長ノ命ヲ受ケ金銭出納ヲ負擔ス

一 正副講長



『中山みき研究ノート』P310.八島英雄.1987

第六章 國祭

第十條 國祭祝日等ニハ必ス国旗ヲ揚ケ祝意ヲ表ス可シ

第十一條 教会大祭ハ勿論月次祭並入社式ヲ執行ノ節ハ神樂ヲ舞奏ス可シ

第十二條 信徒ニハ各自其信票ヲ授与シ尚本人ノ請求ニ応シ神供及神拝略詞等ヲ授与ス

第十三條 禁厭祈禱ヲ行フモノハ教導職試補以上ノモノニ限ル

第十四條 禁厭ヲ請フモノアラハ医薬ノ闕クヘカラサルヲ懇篤ニ説明シテ後之ヲ行フベシ

第十五條 國益トナルヘキ事業ハ率先従事ス可シ

第六章 國祭

第六條 本会ノ信徒ヲ区分スルニ講名ヲ以テス

第七條 三条教憲ハ終身之ヲ遵奉スベシ

第八條 信徒タルモノハ神道教規ハ勿論此規約ハ違背ス可カラス

第九條 毎朝盥嗽シ奉教主神ヲ始産土大神及祖先神靈ヲ札拝ス可シ

第十條 國祭祝日等ニハ必ス国旗ヲ揚ケ祝意ヲ表ス可シ

第十一條 教会大祭ハ勿論月次祭並入社式ヲ執行ノ節ハ神樂ヲ舞奏ス可シ

第十二條 信徒ニハ各自其信票ヲ授与シ尚本人ノ請求ニ応シ神供及神拝略詞等ヲ授与ス

第十三條 禁厭祈禱ヲ行フモノハ教導職試補以上ノモノニ限ル

第十四條 禁厭ヲ請フモノアラハ医薬ノ闕クヘカラサルヲ懇篤ニ説明シテ後之ヲ行フベシ

第十五條 國益トナルヘキ事業ハ率先従事ス可シ